☑ 立地適正化計画

第1章 立地適正化計画の基本方針

旧横手市・平鹿郡の1市5町2村では、戦中から戦後にかけて人口が急増し、1955(昭和30)年に人口のピークである146,037人となりました。1954(昭和29)年からは高度経済成長期が始まり、多くの若者が進学や集団就職などで大都市圏へ流出したことにより、1975(昭和50)年にかけて人口は急激に減少しました。その後、一旦減少に歯止めがかかるものの、1982(昭和57)年から再度減少が始まり、以後、現在に至るまで減少傾向が続いています。

現在の横手市となった 2005 (平成 17) 年には人口は 103,652 人でしたが、2015 (平成 27) 年には 92,197 人となり、10 年間で約 11,000 人以上が減少しています。

現在の市街地のままで人口減少・高齢化が進行すると、市街地の低密度化が進み、一定の人口に支えられてきた医療・福祉・商業・子育て支援等の生活サービス提供や、地域のコミュニティの維持が困難になることが懸念されるほか、財政制約の高まりにより公共建築物や道路、橋りょう等の社会基盤施設の急速な老朽化への対応が困難になることが懸念されています。

こうした中、2009 (平成 21) 年3月に横手市都市計画マスタープランを策定し、コンパクトシティの形成に向けて、様々な都市計画に関する施策を進めてきました。

新たな「横手市」として一体的なまちづくりを推進するために、横手市の平坦部のほぼ全域に都市計画区域を指定し、店舗や工場等が無秩序に立地しないよう特定用途制限地域を指定し、土地利用のコントロールに取り組んできました。さらに、中心部の空洞化対策として、横手駅周辺の整備や市街地再開発事業の実施、西側玄関口となる横手駅西口広場整備を含む三枚橋地区土地区画整理事業等、中心部の都市基盤の整備に取り組んできました。

しかし、用途地域の外側への住宅や店舗等の立地は現在も進行しており、加えて、人口減少が加速する中で、市街地の低密度化に拍車がかかり、空洞化が進行し続けています。

このため、従来の都市づくりの取り組みに加えて、各地域の拠点の魅力を高めることが必要です。居住者や来訪者が増加し、にぎわいが再生されるよう拠点の魅力向上を図るとともに、冬季も暮らしやすい、除雪等に対する負担が少ない居住環境を創出することで、まちの価値を高めていくことが必要です。さらに、拠点間を結ぶ公共交通を確保することで、誰もが移動しやすい環境を形成することが必要です。

このため、立地適正化の方針を以下のように定めます。

基本方針1 中心部のにぎわいの再生

横手市は、県南地域の中心都市として発展し、横手地域には国や県の行政機能、文化、経済、広域的に利用されるべき都市機能を有しており、十文字地域は、市南部の交通の要衝として、商業、文化等の都市機能を保有しながら発展してきました。しかし、国道 13 号沿道等の幹線道路沿道に自動車でのアクセスを前提とした大型小売店舗が増加したことで、旧街道沿いの商店街や横手駅周辺の商業ビルの空洞化が進行し、平鹿総合病院の郊外への

移転や国機関の統廃合も相まって、中心部の都市機能の利便性が低下しています。さらに、 十文字地域では、学校統合に伴う中心部の小学校移転が予定されており、跡地をどのよう に活用するのかが課題となっております。

また、中心部(人口集中地区)の居住人口は、1970(昭和 45)年の 20,525 人から 2015 (平成 27)年には 12,603 人となり、45 年間で約 8,000 人減少しています。これに伴い空き家や空き地が増加しており、都市政策として何も手を打たなければ、今まで以上の空洞化が進行すると予想されます。

このことから、横手市の顔である横手駅前の未利用地・空きビルの有効活用を図るため、 民間による事業化への支援を行うなど、まちなかへの定住促進、来訪者の増加によるにぎ わいの再生等に取り組みます。

基本方針2 横手市内の各地域から訪れやすい交通ネットワーク(公共交通)の充実

自家用車の普及などの要因により、公共交通の利用者の減少傾向が続いており、不採算バス路線の廃止や減便が進み、公共交通にアクセスできない地域や不便な地域が拡大しています。その一方で、少子高齢化を背景として高齢者を中心に、通院や買い物などのための公共交通手段の確保が求められています。地域と協働してバス路線の維持を図るとともに、市内循環バスやデマンド型乗合タクシー(デマンド交通)など、地域の実情にあった公共交通の確保に努める必要があります。

このことから、横手駅周辺と各地域拠点間の公共交通の利便性を高めることにより、横 手市内の各地域からアクセスしやすい、訪れやすい中心部を形成します。また、中心部内 の移動しやすさを向上させるため、循環バス等の利便性の向上に取り組みます。

基本方針3 冬季も安心して快適に暮らせる居住エリアの形成

横手市は、全国でも有数の豪雪地帯であり、「かまくら」「ぼんでん」など冬の伝統行事をはじめ雪国ならではの生活と文化が育まれてきました。しかし、近年の度重なる豪雪では、交通の麻痺、一部集落の孤立、雪下ろし中の死傷事故、建物の倒壊等が発生し、2017(平成29)年度は、除雪費として約18億円を計上しています。

また、横手市は、秋田県の中でも人口減少・少子高齢化が速いペースで進行しており、特に、田園部や中山間地域では高齢夫婦や高齢単身世帯が増加しています。高齢世帯の増加に伴って、雪下ろし中の事故や雪による建物の倒壊、外出困難等の雪国特有の問題が多発することが予想されるなど、今後住みなれた場所で暮らし続けることが困難になると考えられます。

このことから、年間を通して誰もが安心快適に暮らせる居住環境の形成を図るため、高齢社会や共働き社会に適した融雪処理施設の充実に取り組みます。また、市街地内の排雪作業の効率化を図るため、市街地内の空き家、空き地の有効活用による雪捨て場の確保に取り組みます。さらに、降雪期の交通環境の確保のため、道路幅員が狭い住宅密集地について、通行や景観の支障になっている電力柱等の地中化や側溝整備により、道路幅員の有効活用を図り、車両通行の円滑化、安全で快適な歩行空間の確保と除排雪の効率化に努めます。



第2章 将来都市構造(再掲)

1. 将来都市構造の基本的な考え方

厳しい雪国の自然条件、人口減少・少子高齢化が進行する中で、市街地の拡大や中心部の空洞化が進行しています。このままの都市構造を放置すれば、道路・橋りょう等の更新費用が嵩み、上下水道の老朽化対応が増え、除雪費用も毎年のように上昇していきます。これでは、人口が減少していくにもかかわらず行政コストが増大する状態となり、財政がさらに悪化し、将来にわたって誰もが安心快適に暮らし続けられる持続可能なまちを維持していくことは困難です。

20年後の将来を見据え、今後は無秩序なまちの拡大を抑制し、コンパクトなまちづくりに取り組むことが必要です。

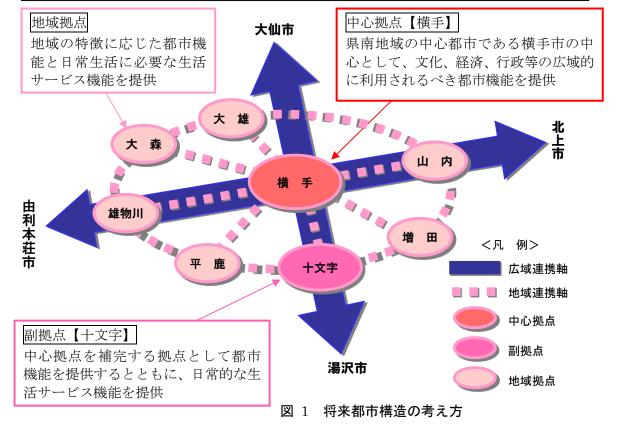
一方、横手市の各地域が守り育んできた自然や文化、地域コミュニティを大切にしながら、地域資源を継承していかなければなりません。それには、8地域が有する魅力を活かし、地域と地域、拠点と地域がそれぞれ連携する助け合いの輪の形成が重要と考えます。

以上のことから、横手市を構成する8地域に拠点を配置し、拠点ごとの役割分担を明確 にしながら、各地域が守り育んできた自然や文化、地域コミュニティを大切にした「多核 型のコンパクトシティ+ネットワーク」を本市の目指すべき将来都市構造とします。

【将来都市構造】

横手市の各地域が守り育んできた自然や文化、地域コミュニティを大切にした

「多核型のコンパクトシティ+ネットワーク」



2. 立地適正化計画を活用した将来都市構造の実現

横手市の各地域が守り育んできた自然や文化、地域コミュニティを大切にした「多核型のコンパクトシティ+ネットワーク」の実現に向け、「中心拠点」及び「副拠点」に「都市機能誘導区域」を定めて都市機能の誘導を図るとともに、「まちなか居住エリア」に「居住誘導区域」を定め、居住の誘導を図ります。

夷 1	将来都市構造に示す拠占・	エリアと立地適正化計画で定める区域
1X 1	つう 人の コレコン 再ルコークン カール・ホー	エフノと立地過上に可固くためる色物

	将来都市構造に示す 拠点・エリア	立地適正化計画で定める区域
拠点	中心拠点	中心拠点区域(都市機能誘導区域)
	副拠点	副拠点区域(都市機能誘導区域)
エリア	まちなか居住エリア	まちなか居住区域(居住誘導区域)

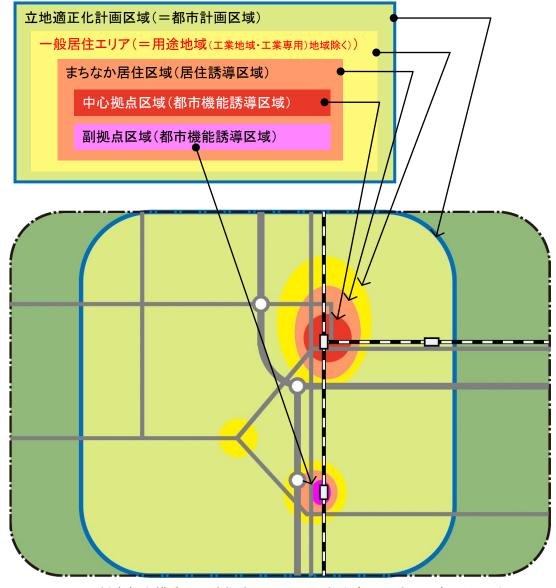


図 2 将来都市構造に示す拠点・エリアと立地適正化計画で定める区域



3. 拠点の役割と形成方針

立地適正化計画において、都市機能及び居住の誘導を図る拠点及びエリアについて、拠点の役割と形成方針を以下に示します。

(1)中心拠点【横手地域】

【役割】

中心拠点は、横手市全体のまちの活力とにぎわいを創出する拠点であり、県南地域の中心都市である横手市の中心として、文化、経済、行政等の広域的に利用されるべき都市機能を提供する拠点です。また、居住者、来訪者、観光客等の多様な人々が交流することができるにぎわいを創出する拠点です。

自動車に頼らず、公共交通、徒歩、自転車等で多様な都市機能にアクセスできる拠点です。

【拠点形成方針】

- ●市民、事業者、行政等の連携により、既存都市機能の維持や有効活用を図り、都市機能の充実に取り組みます。
- 空き店舗、空きビル等の有効活用を図り、買い物や余暇活動、観光等、来訪者の増加 を図り、にぎわいの再生に取り組みます。
- 公共施設の建替えに合わせて、中心拠点への移転や機能の複合化、高度化等に取り組みます。
- 横手駅や横手バスターミナル等の交通拠点周辺へ都市機能の誘導を図り、高齢者等 が訪れやすいまちの形成に取り組みます。
- 循環バスのバス停の快適性向上や路線の見直し等により、利便性の向上に取り組みます。

(2)副拠点【十文字地域】

【役割】

副拠点は、十文字地域だけでなく増田地域や平鹿地域等の横手市南部の中心として、 社会福祉、文化機能等の暮らしを支える機能を提供する拠点であるとともに、横手市の 南側の玄関口として、また、横手市増田伝統的建造物群保存地区への玄関口として観光 交流機能を提供する拠点です。

【拠点形成方針】

- 既存公共施設の建替えに合わせて、中心拠点を補完する機能の確保に取り組みます。
- ●空き店舗等の有効活用を図り、買い物や余暇活動、観光等、来訪者の増加を図り、に ぎわいの再生に取り組みます。
- 十文字駅や十文字インターチェンジは、増田地域へのアクセスポイントとして来訪者に配慮した案内板の整備や交通結節点としての機能向上に取り組みます。
- 増田地域との公共交通による連携を確保します。

(3) まちなか居住エリア

【役割】

中心拠点・副拠点及びその周辺で、多様なサービスを享受でき、雪処理の負担が少ない利便性の高い暮らしを提供するエリアです。また、来訪者、観光客等の多様な人が集い、にぎわいを創出するエリアです。

路線バスや循環バス等により中心拠点にアクセスしやすく、高齢者も外出しやすい 公共交通が利用しやすいエリアです。

【エリアの形成方針】

- ●既に集積している都市機能を活かし、住宅や商業・業務施設、公共施設等が複合した 土地利用を誘導します。
- 戸建て住宅・マンション・持ち家・賃貸等、多様な世代がライフステージに合わせて 住まいの選択が可能な居住環境、雪処理の負担が少ない居住環境の形成を図り、共働 き世帯や高齢世帯等の定住の促進に取り組みます。
- 地域の個性を活かしたまちなみなど、良好な景観形成を図り、魅力ある市街地の形成 に取り組みます。
- 循環バスの利用促進を図るため、ルートの見直しやバス停の環境整備等の利便性の 向上に取り組みます。



第3章 誘導区域の設定

1. 誘導区域の設定手順

立地適正化の基本方針を踏まえ、以下の手順により居住誘導及び都市機能の誘導を図るべき区域を抽出します。100mメッシュ毎に、設定条件に適合しているかどうかを判断し、条件を満たしているメッシュを居住誘導及び都市機能の誘導を図るべき区域の候補区域として抽出します。

候補区域に基づき、用途地域や地形地物、土地利用の一体性等を踏まえ誘導区域として 設定します。

(1) 居住誘導を図るべき候補区域の抽出手順

居住誘導を図るべき区域は、冬季も安心して暮らせる環境を形成するため、子育て支援、高齢者支援、医療等、日常生活を支援する施設へのアクセスが良いエリアに設定します。

また、鉄道駅や運行本数が多いバス停の徒歩圏など、公共交通が利用しやすい区域に設定します。

以下の①~③の条件のうち、3項目以上に該当する区域を候補区域として抽出します。

① 生活サービス機能の持続性確保に必要な人口密度を有している区域

- ・2015 (平成 27) 年の人口密度 (100mメッシュ) が 40 人/ha 以上
- ② 日常生活を支援する機能(診療所、保育所、公民館等)が利用しやすい区域
- ・6種類以上の日常的な都市機能を有する施設の徒歩圏(施設から 800mの範囲)に 含まれる区域

③ 公共交通が利用しやすい区域

- ・横手駅及び十文字駅の徒歩圏 (駅から 800mの範囲)
- ・運行本数が 40 本/日以上のバス停の徒歩圏 (バス停から 300mの範囲)
- ・横手市循環バスのバス停の徒歩圏 (バス停から 300mの範囲)

(2) 都市機能の誘導を図るべき候補区域の設定手順

都市機能の誘導を図るべき区域は、居住誘導を図るべき区域の中で、横手市全体で広域 的に利用すべき都市機能が集積するエリアで、主要な公共交通拠点から歩いてアクセスで きるエリアに設定します。

以下の①、②の条件に該当する区域を候補区域として抽出します。

① 広域的に利用すべき都市機能が集積している区域

・複数種類の高次の都市機能を有する施設の徒歩圏 (施設から半径 800m)

② 主要な公共交通拠点から歩いてアクセスできる区域

・横手市の主要な交通拠点(横手駅、十文字駅、横手バスターミナル)の徒歩圏(施設から半径800m)

<参考>徒歩圏

都市機能・居住の各誘導区域を設定する際の徒歩圏は、国土交通省「都市構造の評価に 関するガイドブック」、秋田県「立地適正化計画策定ガイドライン(案)」の考え方を参考に 以下のように設定しました。

表 2 徒歩利用圏

種別		徒歩利用圏
公共交通	鉄道駅	駅から半径 800m
	バス	バス停から半径 300m
施設		施設から半径 800m



2. 居住誘導を図るべき候補区域の抽出

① 生活サービス機能の持続性確保に必要な人口密度を有している区域

2015 (平成 27) 年の人口分布から、人口密度が 40 人/ha を上回るメッシュを抽出しま す。

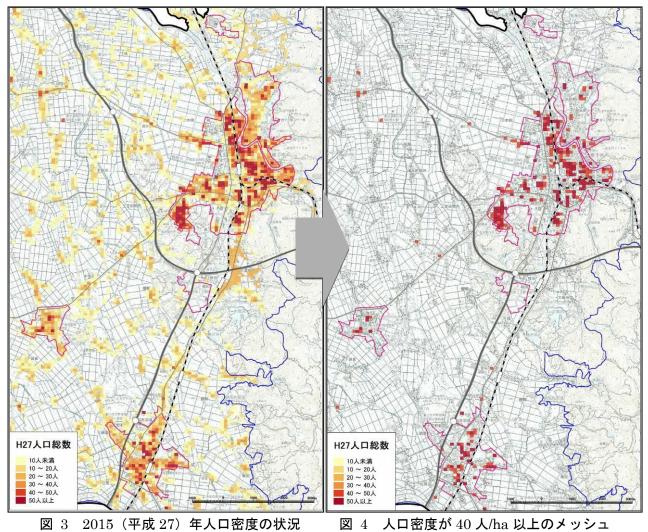


図 4 人口密度が 40 人/ha 以上のメッシュ

② 日常生活を支援する機能(診療所、保育所、公民館等)が利用しやすい区域

6種類以上の日常生活を支援する施設の徒歩圏 (施設から 800mの範囲) に含まれるメッシュを抽出します。

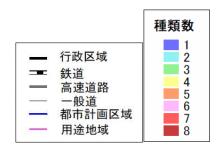


図 5 日常的な都市機能の徒歩圏

図 6 6種類以上の日常的な都市機能の徒歩圏

表 3 都市機能の分類別施設一覧

都市機能	日常的な都市機能
行政	総合支所、出張所
医療	診療所
介護福祉	介護サービス事業所のうちの通所型の施設
子育て	認定こども園、保育所、幼稚園、児童センター、
	放課後児童クラブ
教育	小学校、中学校、高校
文化	図書館(分館)、公民館
商業	1,000~3,000 m²
金融	郵便局、簡易郵便局





③ 公共交通が利用しやすい区域

公共交通が利用しやすい区域として以下の条件に適合するメッシュを抽出します。

- ア) 横手駅及び十文字駅の徒歩圏 (駅から 800mの範囲)
- イ) 運行本数が 40 本/日以上のバス停の徒歩圏 (バス停から 300mの範囲)
- ウ) 横手市循環バスのバス停の徒歩圏 (バス停から 300mの範囲)

ア) 横手駅及び十文字駅の徒歩圏 (駅から 800mの範囲)

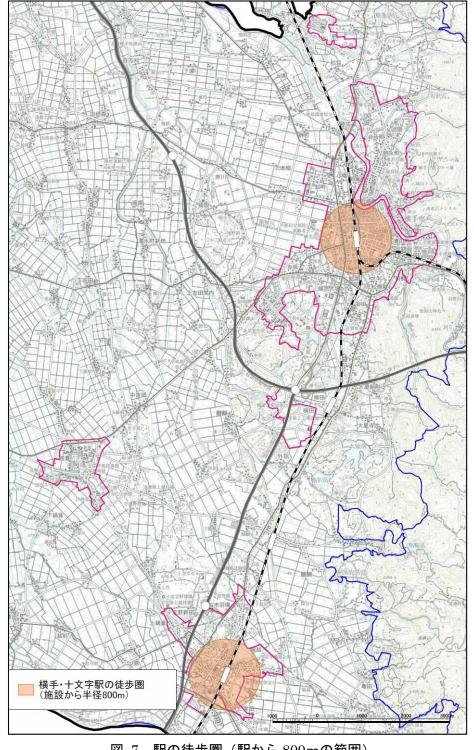


図 7 駅の徒歩圏 (駅から800mの範囲)

イ) 運行本数が 40 本/日以上のバス停の徒歩圏 (バス停から 300mの範囲)

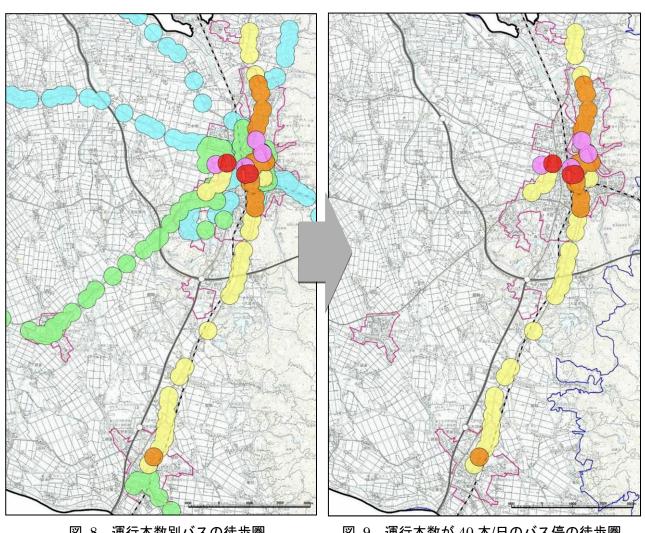
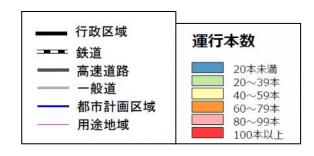


図 8 運行本数別バスの徒歩圏

図 9 運行本数が 40 本/日のバス停の徒歩圏





ウ) 横手市循環バスのバス停の徒歩圏 (バス停から 300mの範囲)

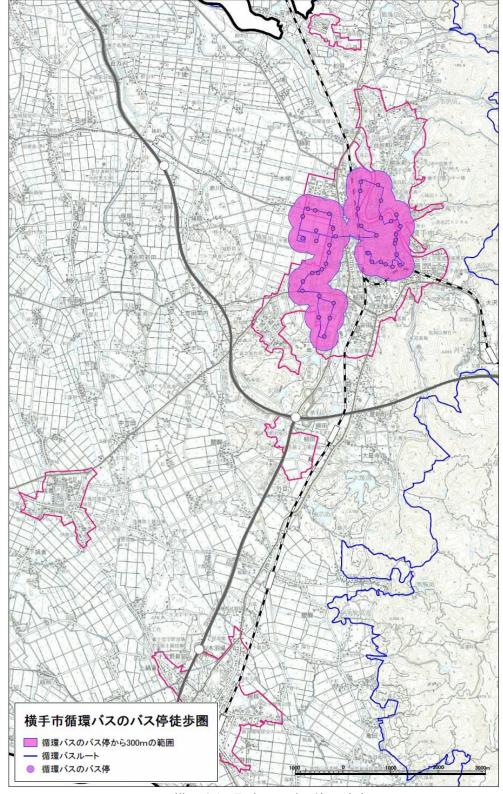


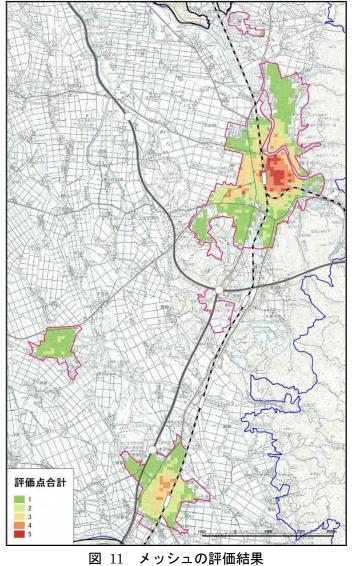
図 10 横手市循環バスのバス停の徒歩圏

④ メッシュの評価

①、②、③の抽出結果を重ね合わせ、居住誘導を図るべき候補区域を評価します。 設定基準に該当する件数に応じて以下のように配点します。

表 4 メッシュの配点

設定基準			
① 生活サービス機能の持続性確保に必要な人口密度に達している区域 ・2015(平成 27)年の人口密度(100mメッシュ)が 40 人/ha 以上			
②日常生活を支援する機能(診療所、保育所、公民館等)が利用しやすい区域 ・6種類以上の日常的な都市機能を有する施設の徒歩圏(施設から 800mの範囲)に 含まれる区域			
③ 公共交通が利用	・横手駅及び十文字駅の徒歩圏(駅から 800mの範囲)	1	
しやすい区域	・運行本数が 40 本/日以上のバス停の徒歩圏 (バス停から 300 mの範囲)	1	
	・横手市循環バスのバス停の徒歩圏 (バス停から 300mの範囲)	1	





⑤ 居住誘導を図るべき候補区域

メッシュの評価結果が3点以上のメッシュを「居住誘導を図るべき候補区域」として 設定します。ただし、都市再生法第81条第11項、同法施行令第22条の規定、及び都 市計画運用指針を踏まえ、土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域、浸水想定区域、 工業専用地域・工業地域、工業団地・卸センターを居住誘導区域に含めない区域としま す。

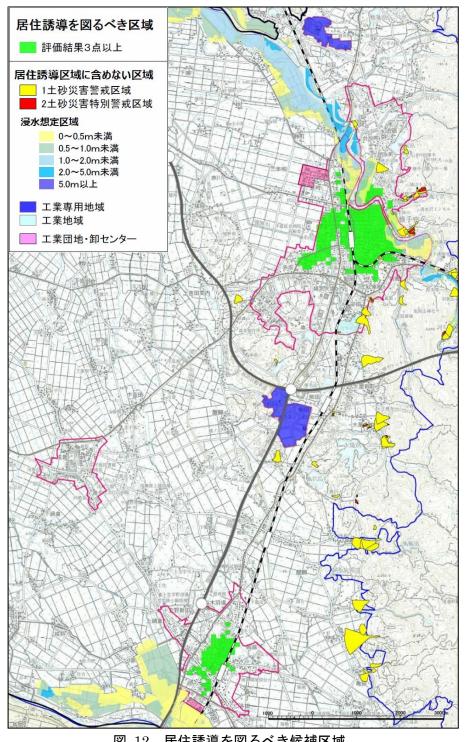


図 12 居住誘導を図るべき候補区域

3. 都市機能の誘導を図るべき候補区域の抽出

① 広域的に利用すべき都市機能が集積している区域

現在の高次な都市機能を有する施設の分布状況を把握し、多様な都市機能の徒歩圏となっているメッシュを抽出します。

行政機能、医療機能、介護福祉機能、子育て機能、教育機能、文化機能、商業機能、 金融機能の8分類の都市機能のうち、高次な都市機能を有する施設の徒歩圏 (施設から 半径800mの範囲)を抽出します。

8分類の都市機能の徒歩圏を重ね合わせ、100mメッシュごとに何種類の徒歩圏に含まれているかを評価します。

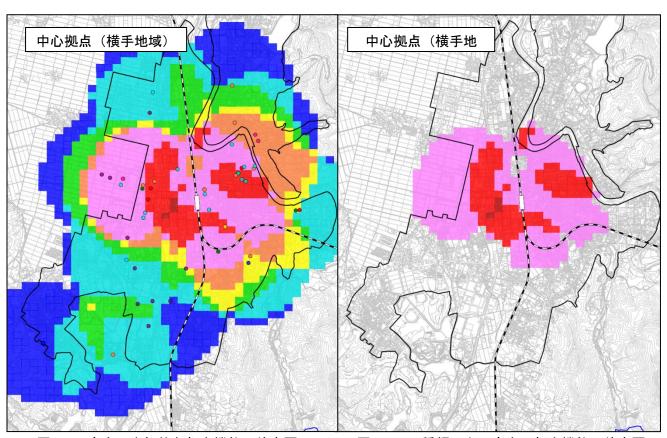


図 13 高次の中枢的な都市機能の徒歩圏

図 14 6種類以上の高次の都市機能の徒歩圏





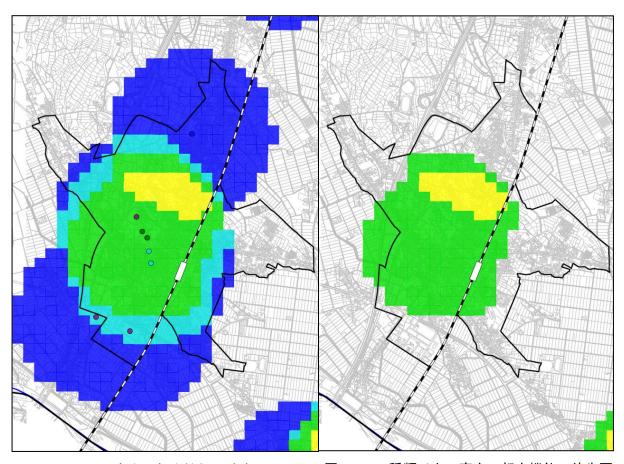
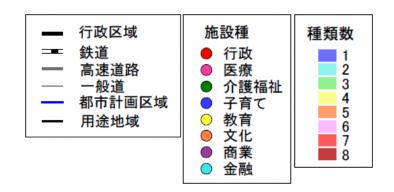


図 15 高次の都市機能の徒歩圏

図 16 3種類以上の高次の都市機能の徒歩圏



② 主要な公共交通拠点から歩いてアクセスできる区域

横手市の主要な交通拠点(横手駅、十文字駅、横手バスターミナル)の徒歩圏(施設から半径 800m)を抽出します。

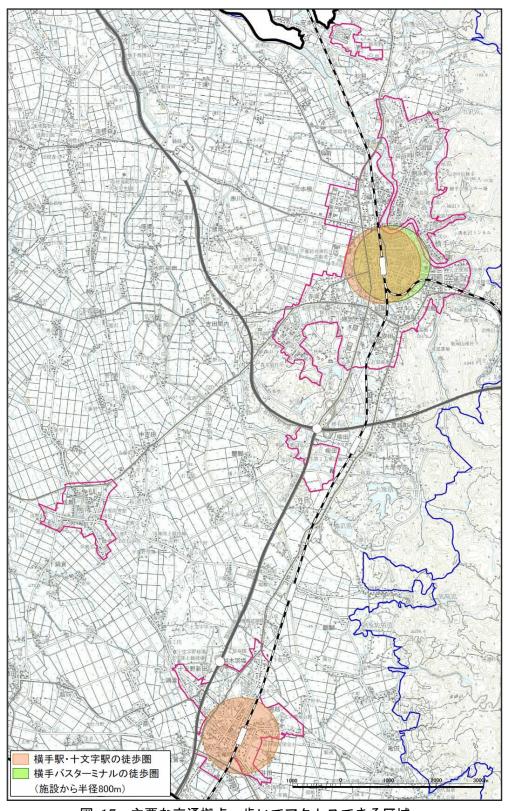


図 17 主要な交通拠点へ歩いてアクセスできる区域



③ 都市機能の誘導を図るべき候補区域

①、②の抽出結果を重ね合わせ、都市機能の誘導を図るべき候補区域とします。

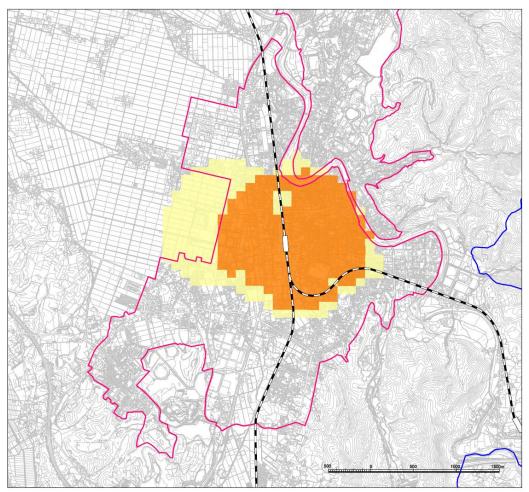


図 18 都市機能の誘導を図るべき候補区域【中心拠点(横手地域)】

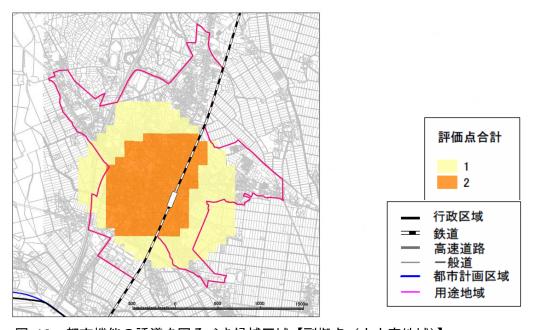


図 19 都市機能の誘導を図るべき候補区域【副拠点(十文字地域)】

4. 居住誘導区域・都市機能誘導区域の設定

「2. 居住誘導を図るべき候補区域の抽出」及び「3. 都市機能の誘導を図るべき候補区 域の抽出」を踏まえ、居住誘導区域及び都市機能誘導区域を以下のように設定します。

区域の設定に際しては、都市再生法第81条第11項、同法施行令第22条の規定、及び都 市計画運用指針を踏まえ、土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域、浸水想定区域、工業 専用地域・工業地域、工業団地・卸センターを居住誘導区域に含めない区域としました。

誘導区域を設定すると、届出や誘導施設による支援措置等の適用が発生することから、 明確な区域境界とするため、地形地物、用途地域の境界を基本に設定しました。

						•		
		一 用途地域に	用途地域に	平成27(2015)年		平成42(2030)年		
		面積(ha) 占める割合(%)		占める割合(%) (工業系は除く)	人口	人口密度 (人/ha)	人口	人口密度 (人/ha)
	横手	316.2	18.8	20.8	8,816	27.9	7,279	23.0
まちなか居住区域 (居住誘導区域)	十文字	124.8	7.4	8.2	3,378	27.1	2,942	23.6
(石工的寺巨秀)	合計	440.9	26.2	29.0	12,194	27.7	10,220	23.2
中心拠点区域 (都市機能誘導区域)	横手	123.0	7.3	8.1	ı	ı	ı	-
副拠点区域 (都市機能誘導区域)	十文字	24.9	1.5	1.6	ı	ı	ı	ı
都市機能誘導区域	合計	147.9	8.8	9.7	1	1	-	1

表 5 居住誘導区域・都市機能誘導区域の面積と人口

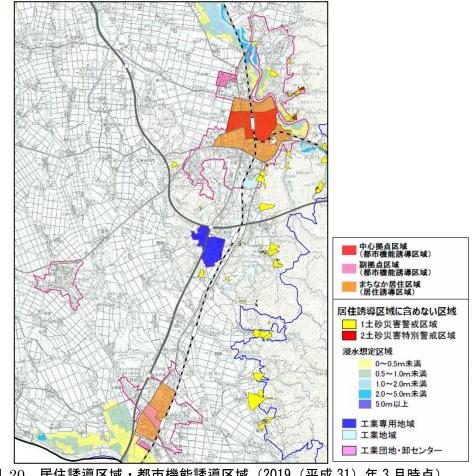


図 20 居住誘導区域·都市機能誘導区域(2019(平成31)年3月時点)



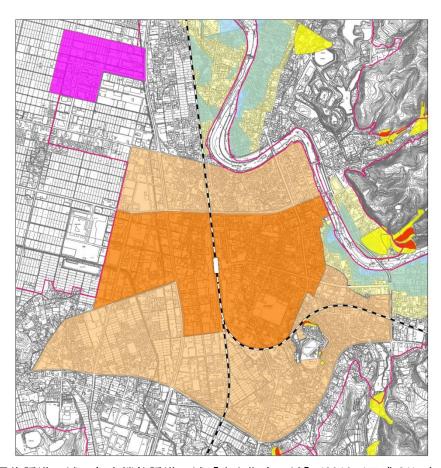


図 21 居住誘導区域·都市機能誘導区域【中心拠点区域】(2019 (平成31) 年3月時点)

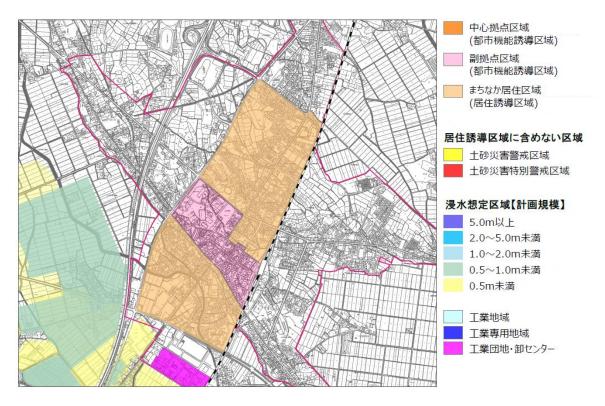


図 22 居住誘導区域·都市機能誘導区域【副拠点区域】 (2019 (平成 31) 年 3 月時点)

5. 居住誘導区域・都市機能誘導区域の見直し

平成 31 年3月に公表した横手市立地適正化計画では、都市再生特別措置法及び都市計画 運用指針等を踏まえ、土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域、浸水想定区域(計画規模) に関しては、災害リスクが高いことから居住誘導区域に含めないこととしました。

しかしながら、令和2年6月に都市再生特別措置法の改正に伴い「立地適正化計画作成の 手引き」が改定され、洪水に関しては多段階の発生頻度によるハザード情報を確認すること が望ましいとされたことから、横手川、皆瀬川について「想定し得る最大規模の降雨」に対 する浸水想定区域(想定最大規模)に対する災害リスクを明らかにすることにより、防災上 の課題を整理し、居住誘導区域・都市機能誘導区域(以下、「誘導区域」という。)の見直しを 行いました。

※災害リスクの分析は、「第6章防災指針」参照

(1) 浸水想定区域(想定最大規模)に対応する見直し

水防法(第14条)で規定する浸水想定区域(想定最大規模)は、想定し得る最大規模の降雨により河川の氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域であり、発生する確率は非常に低い一方で、河川整備等のハード対策では対処が困難となる大規模な洪水を想定しています。横手地域では、居住誘導区域の43.6%が浸水想定区域に含まれ、特に、横手地域の都市機能誘導区域の多くが浸水想定区域に含まれています。横手地域の都市機能誘導区域は、今後も横手市の中心拠点として維持していかなければならない地区であることから、誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、必要な防災・減災対策を防災指針に位置付け計画的に実施していくことを前提とし、引き続き誘導区域としてまちづくりをおこなうこととします。

ただし、想定し得る最大規模の降雨による洪水時に家屋の流出・倒壊等のおそれがある「家屋倒壊等氾濫想定区域」については、家屋倒壊の危険性、人的被害の危険性が高いことから、誘導区域より除外することとします。誘導区域の境界線の見直しに当たっては、誘導区域の境界線を明確にするため、家屋倒壊等氾濫想定区域の最寄りの地形地物(道路等)により、境界線を設定します。

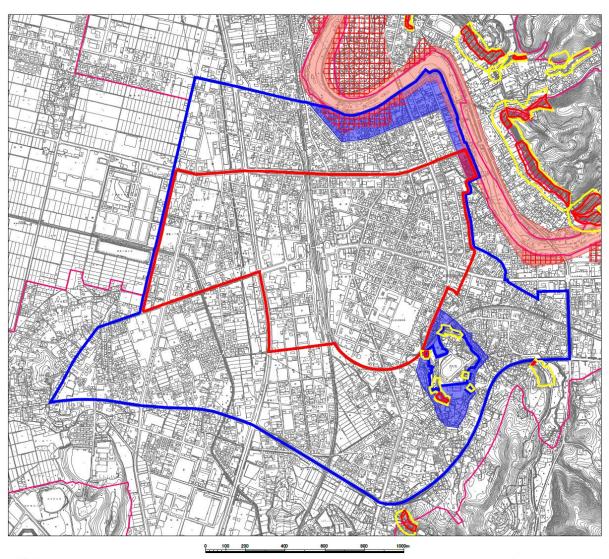
なお、十文字地域の誘導区域内には、家屋倒壊等氾濫想定区域が含まれていないことから、 誘導区域の見直しは行いません。

(2)土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に対応する見直し

横手地域の誘導区域内である横手市民会館周辺で、新たに土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が指定された箇所については、家屋倒壊の危険性、人的被害の危険性が高いことから誘導区域より除外することとします。境界線を明確にするため、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の周辺の最寄りの地形地物(道路等)により、境界線を設定します。

なお、十文字地域の誘導区域内には、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が含まれていないことから、誘導区域の見直しは行いません。





横手

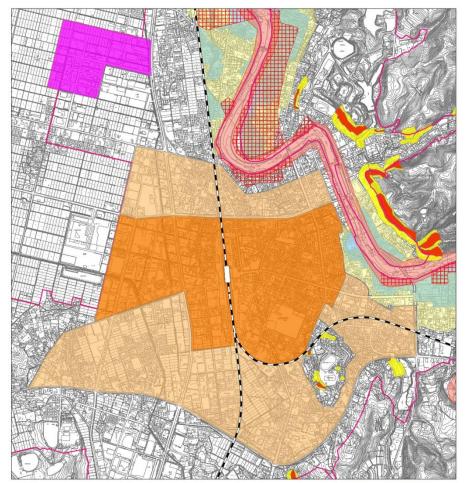
都市機能誘導区域
居住誘導区域
都市機能誘導区域 見直し 除外区域
居住誘導区域 見直し 除外区域
用途地域
土砂災害警戒区域

家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食) 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)

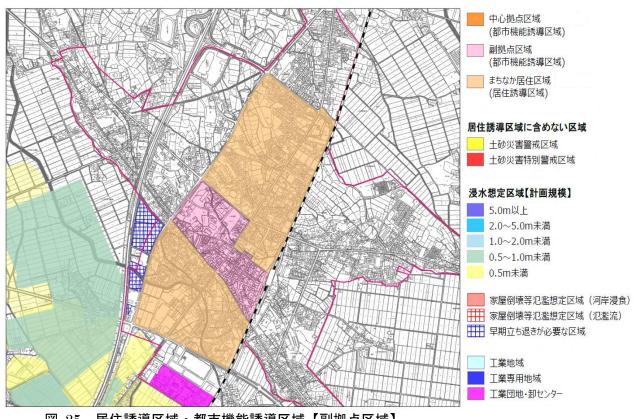
土砂災害特別警戒区域

		面積(ha)	変更案	減少面積
*************************************	横手	316.2	296.3	19.9
まちなか居住区域 (居住誘導区域)	十文字	124.8	124.8	0.0
	合計	440.9	421.1	19.9
中心拠点区域 (都市機能誘導区域)	横手	123.0	122.0	1.0
副拠点区域 (都市機能誘導区域)	十文字	24.9	24.9	0.0

図 23 居住誘導区域·都市機能誘導区域変更箇所



居住誘導区域·都市機能誘導区域【中心拠点区域】変更後 **図** 24



居住誘導区域·都市機能誘導区域【副拠点区域】



第4章 誘導施設の設定

1. 誘導施設の候補となる都市機能及び施設の整理

(1) 立地適正化計画作成の手引きにおける都市機能の整理

国土交通省「立地適正化計画作成の手引き」によると、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るために必要な都市機能は、行政、医療、介護福祉、子育て、教育、文化、商業、金融の概ね8種類に分類されます。また、各都市機能が提供するサービスは、施設の目的や役割によって対象とする利用圏域(サービス対象エリア)が異なります。国土交通省「立地適正化の手引き」では、市内全域を対象にサービスを提供する施設は「中心拠点」に、市内の地域、生活圏を対象にサービスを提供する施設は「地域/生活拠点」に配置するよう整理されています。

(2) 横手市における都市機能の配置方針

横手市の将来都市構造としては、「中心拠点」、「副拠点」、「地域拠点」の3種類の拠点を形成することとしています。

将来都市構造で位置付けた拠点の役割を踏まえ、市が保有する公共施設の配置については、横手市財産経営推進計画における「公共施設の機能別優先度と再配置基本方針」を基 に設定します。

中心拠点は、横手市全体のまちの活力とにぎわいを創出する拠点であり、県南地域の中心都市である横手市の中心として、文化、経済、行政等の広域的かつ、市内全域を対象に提供される高次の都市機能を配置します。

副拠点は、十文字地域だけでなく増田地域や平鹿地域等の横手市南部の中心として、福祉、文化機能等の暮らしを支える機能を配置するとともに、横手市増田伝統的建造物群保存地区への玄関口として観光交流機能を配置します。

また、中心拠点、副拠点、地域拠点に共通の都市機能として、行政、医療、介護福祉、子育て、教育、文化、商業、金融機能のうち、日常生活に密着したサービスを提供する機能を配置します。

表 6 拠点に配置する都市機能の基本的な考え方

		:-
拠点の種類	拠点の役割	配置する都市機能(施設)
中心拠点	中心拠点は、横手市全体のまちの活力とにぎわい	市内全域を対象にサービ
	を創出する拠点であり、県南地域の中心都市である	スを提供する施設
	横手市の中心として、文化、経済、行政等の広域的	市内の地域、生活圏を対象
	に利用されるべき都市機能を提供する拠点です。ま	にサービスを提供する施設
	た、居住者、来街者、観光客等の多様な人々が交流	
	することができるにぎわいを創出する拠点です。	
	自動車に頼らず、公共交通、徒歩、自転車等で多	
	様な都市機能にアクセスできる拠点です。	
副拠点	副拠点は、十文字地域だけでなく増田地域や平鹿	市内全域を対象にサービ
	地域等の横手市南部の中心として、福祉、文化機能	スを提供する施設のうち、中
	等の暮らしを支える機能を提供する拠点であるとと	心拠点を補完する都市機能
	もに、横手市増田伝統的建造物群保存地区への玄関	として、福祉、文化機能を提
	口として観光交流機能を提供する拠点です。	供する施設
		市内の地域、生活圏を対象
		にサービスを提供する施設
地域拠点	地域拠点は、各地域が守り育んできた自然や文化、	市内の地域、生活圏を対象
- SIJCM	地域コミュニティを将来的にも継承していくための	にサービスを提供する施設
	よりどころとなる拠点であり、買い物や診察など、	
	日常生活で必要な機能を提供する拠点です。	
	また、地域間の交流の促進や、観光、都市と農村	
	の交流など、地域の資源や魅力を活かした交流を創	
	出する拠点です。	
	さらに、中心拠点又は副拠点へアクセスできる公	
	共交通機能を有する拠点でもあります。	

表 7 都市機能毎の施設立地の現状

都市機能	施設	定義	中心拠点	副拠点	地域拠点
行政機能	税務署	財務省設置法第 24 条に規定する施設			
	労働基準監督署	厚生労働省設置法第 22 条に規定する施設			
	家庭裁判所•簡易裁判所	下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法 律第1条に規定する施設			
	県地域振興局	地方自治法第4条第1項に規定する施設			
	市役所(本庁舎)	地方自治法第4条第1項に規定する施設	•		
	市役所(地域局)	地方自治法第4条第1項に規定する施設	•		
	保健センター	横手市保健センター設置条例に規定する施設他			•
医療機能	病院	医療法第1条の5第1項に規定する施設			
	診療所(歯科診療所を除く)	医療法第1条の5第2項に規定する施設で歯 科診療所を除く	•	•	•
介護福祉機能	介護等相談施設(地域包括 支援センター、在宅介護支援 センター)	介護保険法第 115 条の 46 第1項に規定する 施設 老人福祉法第5条の3に規定する老人介護支 援センター	•	•	•
	通所介護施設(通所系高齢 者福祉施設)	老人福祉法第5条の2第3項に規定する事業を 行う施設	•	•	•



			中	副	地
+rr -+- 144 A14	46-n		心	拠	域
都市機能	施設	定義	拠	点	拠
			点	7	点
	訪問介護施設	介護保険法第8条第2項に規定する事業を行 う施設	•	•	•
	入所介護施設(介護老人保健施設、グループホーム、老人短期入所施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム)	介護保険法第8条第28項に規定する事業を 行う施設介護保険法第8条第20項に規定す る事業を行う施設老人福祉法第5条の3に規 定する老人短期入所施設、軽費老人ホーム、 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム老人福 祉法第29条第1項に規定する施設	•	•	•
	多機能型施設	老人福祉法第5条の2第5項に規定する事業を 行う施設	•	•	•
子育て機能					•
	妊娠·出産·育児相談施設	母子保健法第 22 条第2項に規定する施設			※(平 鹿・ 大森)
	子育て支援センター(子育て 相談・交流施設)	横手市地域子育て支援拠点事業実施要綱第2 条に規定する施設	•		•
	特定教育・保育施設(保育 所、認定こども園、幼稚園)	児童福祉法第39 条第1項に規定する施設 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合 的な提供の推進に関する法律第2条第7項に 規定する施設 学校教育法第1条に規定する幼稚園	•	•	•
	地域型保育事業(小規模保 育事業、事業所内保育事業)	児童福祉法第6条の3第10項に規定する事業を行う施設 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業を行う施設	•	•	•
	児童館	児童福祉法第40条に規定する施設	•		
	│ 放課後児童クラブ(学童保育 │ 施設)	児童福祉法第6条の3第2項に規定する事業を 行う施設	•	•	•
教育機能	小学校	学校教育法第1条に規定する小学校		•	•
	中学校	学校教育法第1条に規定する中学校			•
	高等学校、中等教育学校、特 別支援学校、	学校教育法第1条に規定する高等学校、中等 教育学校、特別支援学校			•
	専修学校、各種学校	学校教育法第 124 条に規定する施設 学校教育法第 134 条に規定する各種学校	•		
文化機能	図書館	図書館法第2条第1項に規定する施設	•		•
	博物館・美術館等	博物館法第2条第1項に規定する博物館およ び美術館 博物館法第29 条に規定する博物館相当施設			•
	文化ホール等	ホール機能を有する文化施設	•		
alle Leis ***	公民館	社会教育法第 24 条に規定する施設		•	•
商業機能	店舗面積 3,000 ㎡以上の小 売商業施設	店舗面積 3,000 ㎡以上の小売商業施設	•	•	
	店舗面積 1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満の小売商業施 設	店舗面積 1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満の小売商 業施設	•	•	•
	コンビニエンスストア	食品や日用雑貨など多数の品目を扱う小規模 な小売商業施設	•	•	•
金融機能	銀行、信用金庫、JA バンク、 郵便局	銀行法第2条に規定する施設 信用金庫法に基づく信用金庫 農水産業協同組合貯金保険法第2条第4項第 1号に規定する事業を行う施設 日本郵便株式会社法第2条第4項に規定する 施設	•	•	•

表 8 公共施設の機能別優先度と再配置基本方針

		全市	ブロック	地域	小学校区	町内	複合化	譲渡·民営化·廃止	備
行政系施設	現状	本庁舎、消防署	消防分署	地域局		ポンプ小屋			
	計画	本庁舎、消防署	消防分署			ポンプ小屋	地域局		
学校教育施設	現状		給食センター	中学校	小学校				
	計画	給食センター	中学校	小学校					
	現状			診療所					横手病院 病院はイン 分類
医療施設	計画			診療所					
	現状		環境保全センター、 衛生センター、斎場						
供給処理施設	計画	環境保全センター、 衛生センター	斎場						
保健•福祉	現状	障がい福祉、児 童福祉	保健センター	高齢福祉					
施設	計画		保健センター					高齢福祉、障がい福 祉、児童福祉	
子育て 支援施設	現状			保育所、児童館					
	計画			児童館				保育所	
	現状			公営住宅					適正な供持しつつ、 量を縮減
公営住宅	計画			公営住宅					
=	現状			都市公園		市立公園			
公園内施設	計画			都市公園				市立公園	
市民文化系	現状	広域施設、文化 施設			公民館	集会所 (一部児童館含)			一部児童: 会所に分類
施設	計画	広域施設、文化 施設			公民館			集会所 (一部児童館含)	
社会教育系施 設	現状			図書館、博物館					
	計画						図書館、博物館		
スポ・レク 施設	現状			スポーツ施設、レク・観光施設、保養施設					
	計画	スポーツ施設、保 養施設	スポーツ施設					レク・観光施設、 保養施設	
産業系施設	現状			産業系施設					
	計画							産業系施設	

(出典:横手市財産経営推進計画)



2. 誘導施設設定の基本的な考え方

「横手市における都市機能の配置方針」において、中心拠点及び副拠点の都市機能として位置付けた都市機能の中から、戦略的に施設立地の維持又は誘導を図るべき「誘導施設」を設定します。

誘導施設の設定に際しては、2017 (平成 29) 年度に実施した「横手市のこれからのまちづくりに関するアンケート」による市民意向、及び「横手市財産経営推進計画」に基づく公共施設の建替え時期等を踏まえ、将来都市構造及び立地適正化計画の基本方針を実現するために必要な施設を設定します。

(1) 市民ニーズの高い施設

2017 (平成 29) 年度に実施した「横手市のこれからのまちづくりに関するアンケート」では、「横手駅周辺等の横手市中心市街地で必要な施設」としては、「映画館等の娯楽施設」、「日常生活に必要な店舗・サービス施設」、「百貨店・大規模ショッピングセンター」という回答が多くなっています。

また、「住まいの地域で必要な施設」は、「日常生活に必要な店舗・サービス施設」が多くなっています。

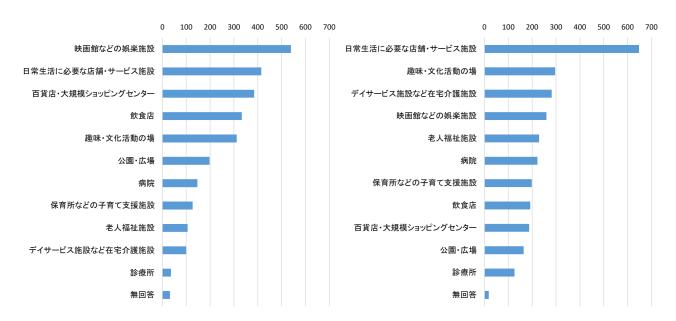


図 27 横手駅周辺などの横手市中心市街地で必 図 26 お住まいの地域で必要な施設について 要な施設について (出典: 平成 29 年度横手市のこれからのまちづくりに関するアンケート)

(2) 建替え時期を迎える主要な公共施設

横手市が所有する公共施設のうち、中心拠点及び副拠点に配置することが望ましい施設は、以下の通りです。

このうち、横手地域では、横手市民会館が築 50 年、世代間交流施設いきいき館・わんぱく館が築 44 年となっています。また、十文字地域では、十文字庁舎が築 60 年、十文字文化センター(十文字公民館、十文字生涯学習センター)が築 47 年、十文字町幸福会館が築 40 年となっています。

横手市財産経営推進計画では、施設の質的向上を図るとともに、保有量を圧縮することを方針として掲げていることから、施設の更新に合わせて、機能の複合化を図り、公共交通等の利便性が高い中心拠点及び地域拠点へ立地を誘導することが望ましいと考えます。

表 9 中心拠点への配置が考えられる主な公共施設の建築年度と築年数

★17 	施設分類	thr∃n. Ar ∓hr	建築年度		佐 广 米
都市機能	他設力領	施設名称	和暦	西暦	築年数
行政	市の庁舎	横手市役所本庁舎	\$63	1988	30
		条里南庁舎	S59	1984	34
	保健センター	横手保健センター(すこやか横手)	Н6	1994	24
医療	病院	横手病院 A 棟	\$60	1985	33
		横手病院 B 棟	H4	1992	26
		横手病院 C 棟	H22	2010	8
介護福祉	高齢者福祉施設	横手市高齢者センター	H2	1990	28
子育て	子育て支援センタ ー(子育て相談・交 流施設)	横手児童センター (横手市交流セン ターY ² ぷらざ)	H22	2010	8
文化	文化ホール等	横手市民会館	\$43	1968	50
	集会施設(広域)	横手市ふれあいセンター (かまくら館)	Н3	1991	27
		サンサン横手	H5	1993	25
		横手就業改善センター	S54	1979	39
		横手市女性センター (横手中央公民 館)	S58	1983	35
	図書館	横手図書館	S59	1984	34
	博物館・美術館等	石坂洋次郎文学記念館	S62	1987	31
		後三年合戦金沢資料館	Н3	1991	27

(出典:横手市財産経営推進計画)



表 10 副拠点に配置が考えられる主な公共施設の建築年度と建築年数

都市機能	₩ ≘₽ ✓ ¥₽	施設名称	建築年度		築年数
40円依肥	施設分類	加設 石	和暦	西暦	架牛奴
行政	市の庁舎	十文字庁舎	\$33	1958	60
介護福祉	高齢者福祉施設	十文字町幸福会館	S53	1978	40
文化	生涯学習施設	十文字文化センター (十文字公民 館、十文字生涯学習センター)	S46	1971	47

(3) 誘導施設の基本的な考え方

2017 (平成 29) 年度に実施した「横手市のこれからのまちづくりに関するアンケート」による市民意向、及び「横手市財産経営推進計画」に基づく公共施設の建替え時期等を踏まえ、将来都市構造及び立地適正化計画の基本方針を実現するために必要な誘導施設に関する基本的な考え方を設定します。

① 行政機能

市役所の本庁舎、地域局は、市民生活を支える重要な施設であることから、将来的にも行政機能が中心拠点、副拠点に配置されるよう、誘導施設に設定します。特に、十文字地域局は庁舎老朽化による建て替えが予定されていることから、将来的にも地域局の機能が副拠点に配置されるよう、誘導施設に設定します。

保健センターは、横手地域、大森地域、雄物川地域にあり、妊娠・出産・育児相談機能を含んでいるため、まちなか居住の推進により引き続き誘導施設として検討します。

なお、国、県の機関は、ヒアリングの結果、移転の予定がないことから、引き続き誘導施設として検討します。

② 医療機能

病院は4施設あり、このうち3施設は「救急告示病院」の指定を受け、1施設は精神 科病院です。いずれも中心拠点には立地していない状況ですが、長期的な視点で見た場 合、公共交通でアクセスしやすい中心拠点に誘導することが望ましいことから、「救急 告示病院」の要件を備え、河川の浸水や急傾斜の崩壊による影響が予見される急性期 (病床数 200 床以上)の病院は誘導施設として検討を始めます。

日常生活における身近な医療機能を担う診療所は、各地域及び日常生活圏に配置されることが望ましい施設であることから誘導施設には設定しないこととします。

※ 救急告示病院:平鹿総合病院、市立横手病院、市立大森病院

③ 介護福祉

第7期横手市介護保険事業計画・高齢者福祉計画によると、2017(平成29)年10月での高齢化率は35.9%であり、7年後には40%を超える見込みとなっており、高齢者等の支援のみならず、地域共生社会の実現に向けた対策が求められています。

高齢者の介護支援施設は、日常生活における身近な機能と考えられ、基本的に地域及び日常生活圏毎にサービスを確保することが望ましい施設であることから、誘導施設には設定しないこととします。



④ 子育て支援機能

子育て支援機能は、日常生活における身近な機能であり、基本的に各地域及び日常生活圏毎にサービスを確保することが望ましい機能です。また、立地適正化計画の基本方針として、中心部のにぎわいの再生を掲げ、まちなか居住を促進することとしており、特に子育て世代の定住を促進するには子育て支援環境の充実が必要となっています。

現在、中心拠点では子育て支援センター(子育て相談・交流施設)や保育所、児童館が立地していますが、少子化の進行に伴いこれらの施設が減少すると予測されており、将来的にも子育て支援機能を維持するために、子育て支援センター(子育て相談・交流施設)及び保育所、認定こども園、児童館等を誘導施設として設定します。

副拠点内では現在、認定こども園が立地していますが、将来的にも拠点内に機能を維持していくために、誘導施設として設定します。また、副拠点内では、子育て支援センター(子育て相談・交流施設)や児童館が立地していないことから、施設の建替え等に合わせて副拠点への誘導が望ましく、誘導施設としての検討を始めます。

放課後児童クラブは、第2次横手市学校統合計画における小学校の再配置方針との 調整を図ることが必要であることから、誘導施設としては設定しないこととします。

⑤ 教育機能

小中学校は、第2次横手市学校統合計画における小学校の再配置方針に基づき配置をおこなうことから、誘導施設としては設定しないこととします。また、高等学校等は、第七次秋田県高等学校総合整備計画に基づき配置が行われることから、誘導施設としては設定しないこととします。

専修学校、各種学校としては、中心拠点に秋田県衛生看護学院が立地しています。今後も中心拠点の機能向上を図るため、民間等の教育施設立地を促進するべく誘導施設として設定します。

⑥ 文化機能

図書館としての機能は、中心拠点、地域拠点に配置されており、現在、中心拠点に市立横手図書館が立地しています。引き続き、図書館機能を中心拠点内に確保する必要がありますが、将来的に市立横手図書館は、市内外の利用者に対応できる幅広い業務と各種設備を備え、開館時間の延長にも対応した人員が確保される図書館として位置付けを目指します。そのため、関連計画の施策展開等との調整を図りつつ、中心拠点での誘導施設として設定します。

文化ホールとしては、中心拠点外の横手地域に市民会館が、十文字地域の副拠点外に 十文字文化センターが立地しています。文化ホールとしての機能は、将来的には公共交 通でアクセスしやすい拠点内に配置するべき機能であることから、関連計画の施策展 開等との調整を図りつつ、誘導施設として設定します。

⑦ 商業機能

日常生活における身近な買い物の場所であるコンビニエンスストアやスーパー(店舗面積 3,000 ㎡未満)等は、地域及び日常生活圏毎に配置されることが望ましい施設であることから誘導施設には設定しないこととします。

一方、店舗面積が 3,000 ㎡以上の店舗は、にぎわい創出の場として必要な施設であり、市民アンケート調査の結果からも要望が多いことから、高度利用を想定した誘導施設として設定します。

⑧ 金融機能

銀行等の金融機関は、日常生活における身近な機能であり、地域及び日常生活圏毎にあることが望ましい施設です。銀行の店舗に加えて、ATMやコンビニエンスストアを含めると、サービスを享受できる範囲が広範囲に広がっていますが、中心拠点及び副拠点区域に立地している地方銀行の支店等は、本市経済活動の中核となっているため、誘導施設として設定します。また、JAバンクの本店機能も、同様な理由で誘導施設として設定します。

なお、郵便局や信用金庫は、地域及び日常生活圏毎にあることが望ましい施設なため、誘導施設に設定しないこととします。



3. 誘導施設

誘導施設の基本的な考え方を踏まえ、以下のとおり誘導施設を設定します。

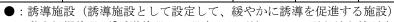
中心拠点の誘導施設としては、市役所(本庁舎、地域局)、子育て支援センター(子育て相談・交流施設)、保育所等、専修学校・各種学校、店舗面積 3,000 ㎡以上の小売商業施設を位置付けます。また、図書館、文化ホールについては、関連計画の施策展開との調整を図りつつ、誘導施設の設定の必要性について引き続き検討します。

副拠点の誘導施設としては、市役所(地域局)、子育て支援センター(子育て相談・交流施設)、保育所等、店舗面積 3,000 ㎡以上の小売商業施設を位置付けます。また、高齢者福祉施設、文化ホールについては、関連計画の施策展開との調整を図りつつ、誘導施設の設定の必要性について引き続き検討します。

表 11 都市機能誘導施設

###	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
## 施設 施設詳細 能誘導 に誘導 区域 【中心拠 【副拠点 区域】 「中心拠 【副拠点 区域】 「中心拠 【 国、県行政機関 「中心拠 【 国 拠点 区域】 「中心 (国)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
機能 施設 施設詳細 区域 [中心拠点区域] 区域 [中心拠点区域] 区域 [中心拠点区域] 区域 [中心拠点区域] 本 ー 地方自治法 1項に規定で 市役所(本庁舎) ー 地方自治法 1項に規定で 地方自治法 1項に規定で 地方自治法 1項に規定で 地方自治法 1項に規定で 標健センター 保健センターには、妊娠・出産・育児相談機能を含む 本	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
「中心拠」	
行政機能 点区域】 区域】 市役所(本庁舎) ●	
 行政機能 市役所(本庁舎) 市役所(地域局) 保健センターには、妊娠・出産・育児相談機能を含む 医療機能 病院 病床数 200 床以上の救急告示病院 病床数 200 床未満の救急告示病院 	
 行政機能 市役所(地域局) 保健センターには、妊娠・出産・育児相談機能を含む 医療機能 病院 「病院数 200 床以上の救急告示病院」 「病院数 200 床未満の救急告示病院」 	
市役所(地域局)	
保健センター 児相談機能を含む	
機能 病院 病床数 200 床未満の救急告示病 院	
病床数 200 床未満の救急告示病 院	
診療所(歯科診療所を除く)	
介護 介護等相談施設(地域包括 福祉 支援センター、在宅介護支援 機能 センター)	
通所介護施設(通所系高齢 者福祉施設)	
訪問介護施設 - - -	
入所介護施設(介護老人保健施設、グループホーム、老人短期入所施設、軽費老人ホーム、特別等等を表表しました。	
別養護老人ホーム、有料老 人ホーム)	
多機能型施設	

			誘導	 施設	
都市機能	施設	施設詳細	都市機 能誘導 区域 【中心拠 点区域】	都市機 能誘導 区域 【副拠点 区域】	備考
	子育で支援センター(子育で 相談·交流施設)		•	A	横手市地域子育て支援拠点事業実施要綱 第2条に規定する施 設
子育で機能	特定教育・保育施設(保育 所、認定こども園、幼稚園)		•	•	児童福祉法第39条 第1項に規定する施設 設学前の子どもに関する教育、保育等の 総合的な提供の推進 に関する法律第2条 第7項に規定する施設 学校教育法第1条に 規定する幼稚園
	地域型保育事業(小規模保 育事業、事業所内保育事業)		-	-	
	児童館		•		児童福祉法第 40 条 に規定する施設
	放課後児童クラブ(学童保育施設)		-	_	
教育	小学校		_	_	
機能	中学校		-	-	
	高等学校、中等教育学校、 特別支援学校、		_	_	
	大学、高等専門学校 専修学校、各種学校		•	ı	学校教育法第1条に 規定する大学、高等 専門学校 学校教育法第124 条に規定する施設 学校教育法第134 条に規定する各種学 校
文化 機能	図書館		•	•	図書館法第2条第1 項に規定する施設
122110	博物館・美術館等		_	_	
	文化ホール等	ホール機能を有する文化施設	•	A	
	公民館		_	_	
商業 機能	店舗面積 3,000 ㎡以上の小 売商業施設	店舗面積 3,000 ㎡以上の小売商 業施設	•	•	
	店舗面積 1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満の小売商業施 設	店舗面積 1,000 ㎡以上 3,000 ㎡ 未満の小売商業施設	_	_	
	コンビニエンスストア	食品や日用雑貨など多数の品目 を扱う小規模な小売商業施設	_	_	
	銀行	1,300 ㎡以上の延べ床面積を有し た金融機関	•	•	銀行法第2条に規定する施設
金融機能	JA バンク	本店機能または地域統括を有す る 500 ㎡以上の金融機関	•	_	農水産業協同組合貯 金保険法第2条第4 項第1号に規定する 事業を行う施設
	ゆうちょ銀行、信用金庫	: 凯 / 孫道佐訊 1. 1 マ凯ウ 1 マ	_	首な促進する	



lacktriangle: 動向把握施設(「誘導施設」の設定の必要性について引き続き検討する施設) 190



第5章 誘導区域での誘導施策

中心拠点・副拠点は、横手市が「多核型のコンパクトシティ+ネットワーク」を目指す上で、横手市全体を支える核となるべき重要な拠点です。このため、立地適正化計画により、中心拠点及び副拠点が安心快適なにぎわいのある中心拠点・副拠点として再生されるよう、都市機能誘導及び居住誘導に取り組みます。

中心拠点・副拠点のにぎわい再生に向けては、横手市の最大の課題である雪に対する負担を軽減するため、重点的な消融雪施設の整備等により雪に強いまちなか居住エリアを形成します。

その上で、子育て支援機能や医療機能、高齢者支援機能等の生活に不可欠な都市機能が 享受できる利便性や快適性、安全性の高い住宅の提供を図り、まちなか居住を誘導するこ ととします。

さらに、文化機能、交流機能、商業機能等、都市での質の高い暮らしの実現及び市内外からの来訪者の増加に資する都市機能を誘導し、官民連携のもとに継続的なまちづくりを推進することとします。

以上を踏まえ、「都市機能誘導区域に誘導施設を維持・誘導するための施策」、「居住誘導 区域に居住を維持・誘導するための施策」とし、それぞれ誘導区域を対象とした施策を位 置付けし、公共交通でアクセスしやすい中心拠点、副拠点の形成を目指し「拠点間および 拠点内の移動利便性を高める公共交通網の形成」を位置付けます。

1. 都市機能誘導区域に誘導施設を維持・誘導するための施策

(1) 中心拠点のにぎわい再生の核となる誘導施設の整備

「まちの顔」でもある中心拠点のにぎわいの再生と魅力向上を図るため、民間主体の都市開発と市主体の周辺環境整備との連携により、集合住宅の整備と商業施設等の誘導施設を整備します。特に、周辺環境整備は、周辺市街地と開発エリアとの連動性を確保すべく範囲等を検討し、民間主体のまちづくりとの相乗効果により、にぎわいの再生を目指します。

また、誰もが安心して暮らせる拠点として形成するため、中心拠点への医療機能の移転 について、検討を始めるとともに、現在立地している子育て支援機能を維持します。

公共交通の利便性を活かし市内各地域をはじめ、市外からアクセスしやすい拠点形成とともに、歩いて楽しく回遊できる中心拠点を形成するために、消融雪施設の重点整備とともに、歩道高質化・電線地中化・街路灯交換等による質の高い道路空間を整備します。

【主な事業】

- 【新規】横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業による駅東口の再生
- 【新規】都市再生整備計画事業による環境整備(歩道高質化・電線地中化・街路灯 交換他)
- 【新規】都市再構築戦略事業を活用した医療機能移転の検討着手
- 【新規】都市機能立地支援事業および融資制度を活用した民間施設の誘導

(2) 中心市街地のにぎわいの創出と魅力向上

地域の社会・経済活動の源泉であり、当市の「まちの顔」である中心市街地を活性化するため、横手市商工業振興計画に基づき、官民が一体となって計画的かつ継続的に事業を推進し、中心市街地のにぎわいの創出と魅力の向上を図ります。

また、まちづくり組織設立を視野に入れ、官民連携によるワークショップの開催等、普及 啓発に向けた勉強会を開催します。

【主な事業】

- 【新規】民間まちづくり会社設立を視野に入れたまちづくりワークショップの開催
- 【新規】民間主体の継続的なまちづくり(民間まちづくり会社の設立・都市再生推進法人の指定)

【今後、誘導施設の維持・誘導の進捗状況により想定される事業】

● 中心市街地の活性化に向けた新たな空き店舗利活用施策の検討(商工労働課所管)

(3) 財産経営推進計画と連携した公的な都市機能の誘導

中心拠点、副拠点における都市機能の維持・増強を図るため、市が保有する公共施設の うち、誘導施設又は動向把握施設として位置付けたものは、「横手市財産経営推進計画(平 成28年3月)」と連携しながら、中心拠点・副拠点への立地を検討します。

【主な事業】

● 【新規】公共施設等の適正管理に係る地方財政措置制度の活用

(4) 公有地の有効活用による都市機能の誘導

中心拠点、副拠点にある低未利用な公有地や公共施設の再編により生み出される公有地の有効活用を検討します。

【今後、誘導施設の維持・誘導の進捗状況により想定される事業】

● 公有地における定期借地権制度の活用 (財産経営課所管)

(5) 都市機能誘導区域における雇用と交流人口の促進

民間事業者の活性化が雇用の創出や都市機能サービスを受ける市民の来訪に繋がることから、都市機能誘導区域内における民間事業者の経営支援や起業を促進します。

【今後、誘導施設の維持・誘導の進捗状況により想定される事業】

ふるさと融資による無利子融資(経営企画課所管)



2. 居住誘導区域に居住を維持・誘導するための施策

(1) 中心拠点におけるまちなか居住の誘導

中心拠点へのまちなか居住を誘導するため、民間主体の都市開発等により、商業施設等が併設される利便性の高い集合住宅の整備を推進し、特に子育て世代の居住を誘導するため、子育て支援機能の維持を図ります。

また、中心拠点への高齢者夫婦世帯や高齢単身世帯、子育て世代等の幅広い年齢層の居住を見据え、雪に対する負担が少なく、生活サポートが受けられる良質な住宅等の供給に向け、民間事業者等への情報提供にも取り組みます。

さらに、横手駅や各種都市機能に近接した利便性の高さに加え、安全で快適な居住環境 の提供を図るため、三枚橋地区土地区画整理事業を推進します。

【主な事業】

- 【新規】横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業による駅東口の再生
- 【既存】三枚橋地区土地区画整理事業推進による居住環境整備

【今後、居住の維持・誘導の進捗状況により想定される事業】

- 高齢者住宅整備支援事業
- 中高層集合住宅事業者への立地支援(雪国仕様による増額分への補助)

(2) 雪に強い居住エリアの形成と誘導

まちなか居住エリアへの居住を誘導するため、居住誘導区域での雪押し場の確保、機械 除雪に伴い発生する雪壁対策の強化、さらに、今後策定する横手市中心市街地融雪等推進 計画(仮称)に応じた融雪施設の整備等を推進し、冬でも快適な居住環境を形成します。

【主な事業】

- 【新規】横手市中心市街地融雪等推進計画の策定
- 【新規】融雪等特別推進地区の設定
- 【新規】道路融雪施設整備事業(地下水熱・下水熱・温泉熱等の再生可能エネルギーを利用する環境省所管補助事業)
- 【新規】町内会等雪押し場確保事業

(3) 移住促進による居住の誘導

現在、本市でも高齢者の単身世帯やひとり親世帯が増加傾向にあります。一般に、その様な方々は低所得の傾向があるため、家賃滞納等への不安から住宅確保に苦慮している状況です。一方で、本市でも民間の空き家・空き室は増加傾向にあることから、新たな住宅セーフティネット制度を活用し、住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援を実施し、まちなか居住エリアへの移住を促進します。

また、本市にゆかりのある人に対する効果的なUJIターン対策や東京圏のアクティブシニアの横手市街地への移住あるいは二地域居住を促し、空き家の活用やお試し移住、ローン金利の優遇等、移住へのハードルの軽減を図るとともに、中高層住宅の新規立地の支援を強化することで横手への新しいひとの流れと定住を推進します。

【主な事業】

● 【新規】居住支援協議会の設立による住宅確保要配慮者のまちなか居住の推進 (建築 住宅課・高齢ふれあい課・社会福祉課)

【今後、居住の維持・誘導の進捗状況により想定される事業】

- 中高層集合住宅事業者への立地支援(雪国仕様による増額分への補助)
- 居住誘導区域を対象にした新たな移住促進事業

(4) 空き地・空き家を活用した居住誘導と居住環境の改善

まちなか居住エリアへの居住を誘導するため、横手市空き家バンク事業等を活用し、空き家の利活用等への支援を行うことにより、居住誘導区域内への住み替えを促進するとともに、空き家の管理不全の防止や老朽化した危険空き家の解体支援等を行うことで、安全安心な居住環境の形成を図ります。

さらに、老朽化した危険な空き家を撤去した跡地について、広場等の地域コミュニティ 形成のための空間および町内雪置場としての利活用に向け、土地集約及び利用に関する官 民コーディネート組織の立ち上げに向けて検討を始めます。

【主な事業】

- 【新規】空き家利活用の推進 (生活環境課・都市計画課所管)
- 【新規】土地集約及び利用に関する官民コーディネート組織の検討

(都市計画課・生活環境課所管)



(5) 住みやすさの維持・充実に向けた支援

住みやすい環境づくりやまちの魅力向上を目指す市民の取組を支援し、魅力の創出やコミュニティの充実が図られた住みよい居住環境の形成を図ります。

【今後、居住の維持・誘導の進捗状況により想定される事業】

● 地域づくり市民活動補助事業

3. 拠点間および拠点内の移動利便性を高める公共交通網の形成

中心拠点と副拠点のにぎわいを再生するためには、中心拠点、副拠点にアクセスしやすい公共交通網の形成が必要です。そのため、中心拠点、副拠点における交通結節機能の強化に向けて、JR 横手駅発着時間との連動性の向上や利用目的に即した路線、ダイヤ等の見直し、また、歴史的なまちなみを有する増田地域への玄関口としての役割が期待される十文字駅の交通結節機能のあり方について検討します。

また、公共交通と自転車や自家用車との乗り継ぎの利便性を向上させるため、駐輪場やパークアンドライド用の駐車場の整備について、検討します。

さらに、拠点内での公共交通の利便性や快適性、優位性を高めるため、中心拠点やまちなか居住エリア内を快適に移動できるよう循環バス路線の充実を図るとともに、バス停等の待合スペースの整備について検討します。

【主な事業】

- 【新規】横手市地域公共交通網形成計画に基づく公共交通の充実
- 【新規】中心拠点区域および周辺を運行する循環バス路線の充実

【今後、誘導施設の維持・誘導の進捗状況により想定される事業】

- バス待合所等整備事業(都市再構築戦略事業・立地適正化計画に関わる地方財政措置)
- 十文字駅前広場(西口)整備事業
- 中心市街地誘導型パークアンドライド事業

第6章 防災指針

1. 防災指針の策定

(1) 防災指針の目的

近年、全国各地で河川堤防の決壊等による浸水や土砂災害等が発生し、生命や財産、社会 経済に甚大な被害が生じており、今後も気候変動の影響により、水災害が頻発・激甚化する ことが懸念されます。

このような自然災害、特に水災害に対応するため、令和2年6月に都市再生特別措置法が 改正され、立地適正化計画に防災指針が位置付けられました。

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針です。本市が定める「地域防災計画」や「国土強靭化地域計画」等との整合を図りつつ、居住誘導区域・都市機能誘導区域(以下、「誘導区域」という。)の中に存在する災害リスクの回避・低減のための方針や対策を位置づけ、安全なまちづくりに向けた取組を計画的かつ着実に講じることを目的として、立地適正化計画に定めるものです。

(2)対象とする災害

横手市の防災指針においては、様々な災害のうち水害、土砂災害、地震を対象とします。 このうち、洪水、雨水出水による浸水エリアは広範囲に及び、浸水想定区域内(想定最大 規模)には本市の中心部が含まれており、この範囲を居住誘導区域から全て除くことは現実 的に困難です。また、地震については、影響の範囲や程度を即地的に定め、居住誘導区域か ら除外を行うことに限界があります。このため、防災指針には、居住誘導区域における災害 リスクをできる限り回避あるいは低減させるために必要な防災・減災対策を定めます。

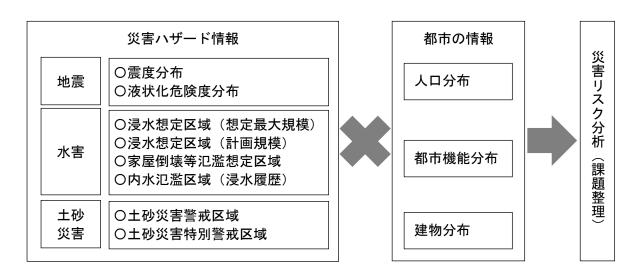


図 28 対象とする災害と災害リスク分析のイメージ



洪水による浸水深は、想定する降雨の規模に応じて、その範囲と程度が変化します。

水防法(第14条)で規定する浸水想定区域(想定最大規模)は、想定し得る最大規模の降雨により河川の氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域であり、発生する確率は非常に低い一方で、河川整備等のハード対策では対処が困難となる大規模な洪水を想定しています。

また、計画規模降雨とは、「河川整備の目標とする降雨」のことで、河川の流域の大きさや 災害の発生の状況などを考慮して定めるものとされています。

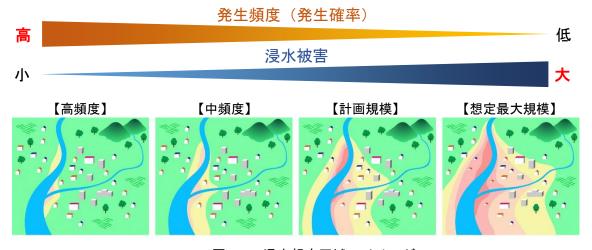


図 29 浸水想定区域のイメージ

		計画規模	想定最大規模
横手川	年超過確率 (1年の間に発生する確率)	1/50	1/1000程度
	2日間の総降雨	254mm	503mm
皆瀬川	年超過確率 (1年の間に発生する確率)	1/100	1 / 1000 程度
	2日間の総降雨	241.4mm	350mm

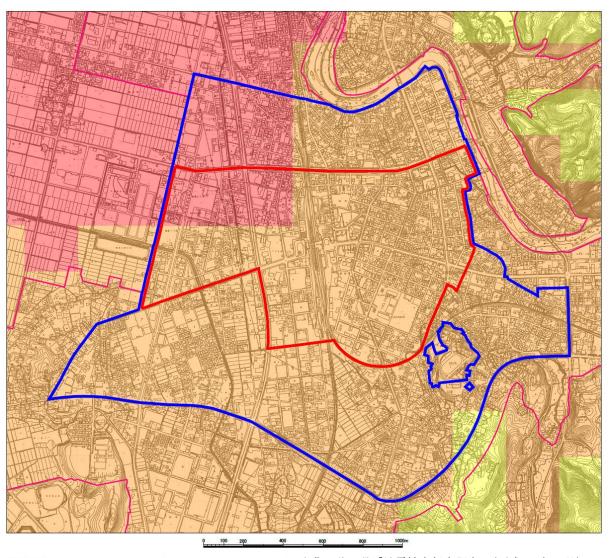
表 12 横手川・皆瀬川の想定降雨

2. 災害ハザード情報等の整理

(1) 地震

過去に横手市周辺で発生した歴史的地震、周辺に存在する活断層及び将来の地震発生に関する学術的見地を集約した県の被害調査委員会最終報告によると、横手市に直接影響を与える想定地震は8パターンあり、その中で最大の被害が予測される地震モデルは、「横手盆地真昼山地連動地震モデル」であり、マグニチュード8.1、最大震度7と想定されています。

横手地域、十文字地域ともに誘導区域内は、概ね震度6弱、震度6強と想定されています。



横手

出典:秋田県「地震被害想定調査」(平成25年8月)

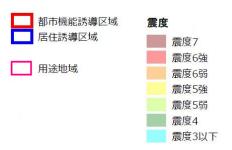


図 30 横手地域 震度分布 (横手盆地真昼山地連動地震モデル)



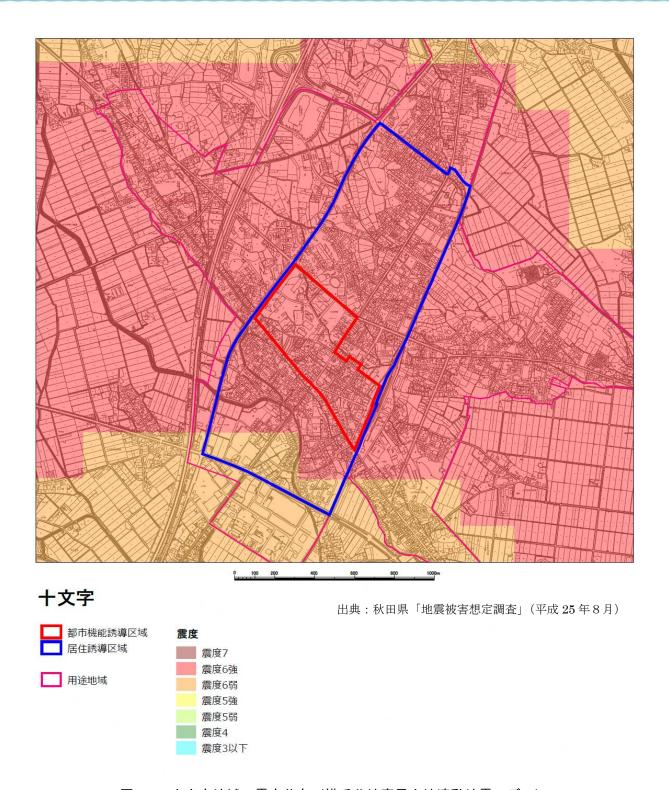


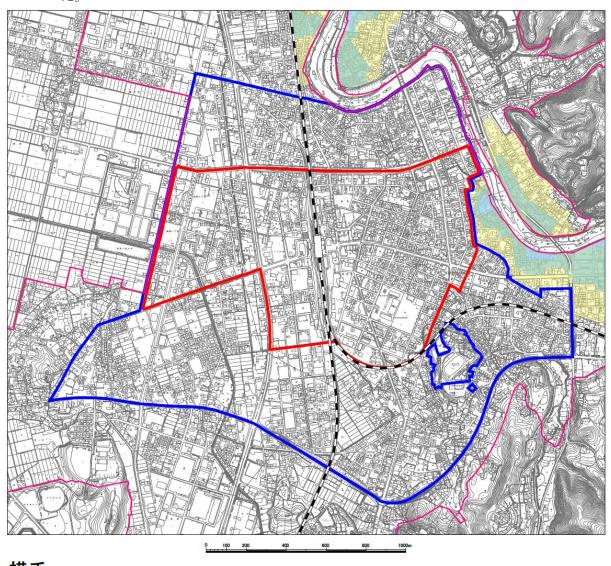
図 31 十文字地域 震度分布 (横手盆地真昼山地連動地震モデル)

(2) 洪水

① 浸水想定区域(計画規模)

平成31年3月に公表した横手市立地適正化計画では、計画規模の浸水想定区域に基づ き検討を行い、誘導区域を設定しました。

横手川に関しては1年間に発生する確率が1/50規模の降雨の浸水想定区域(計画規 模) に基づき検討を行い、浸水想定区域が含まれないように誘導区域の設定を行いまし た。



横手

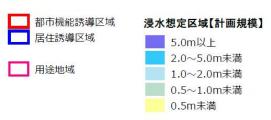


図 32 横手地域 浸水想定区域(計画規模)

出典:秋田県建設部河川砂防課(平成18年6月公表)



200

また、皆瀬川に関しては1年間に発生する確率が1/100 規模の降雨の浸水想定区域 (計画規模)に基づき検討を行い、浸水想定区域が含まれないように誘導区域の設定を 行いました。

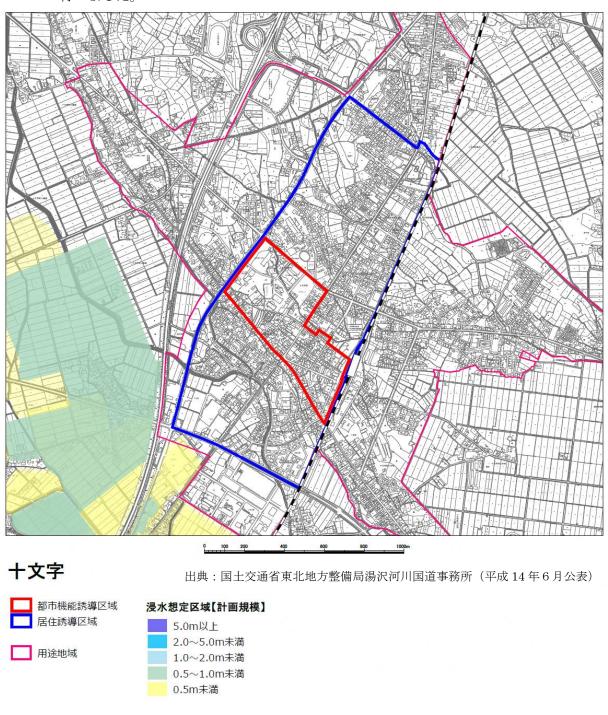
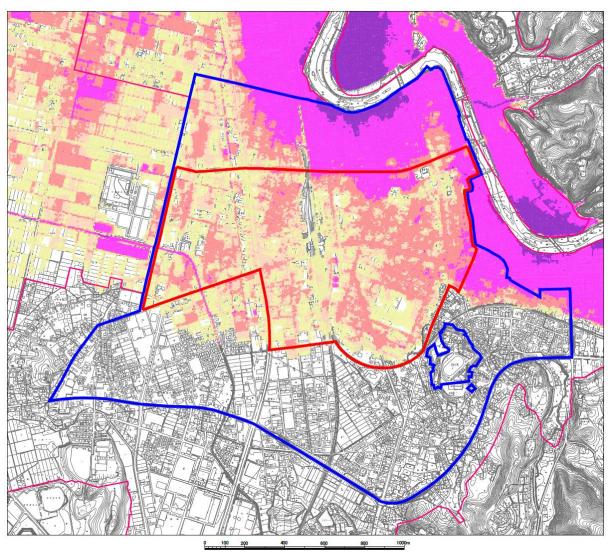


図 33 十文字地域 浸水想定区域(計画規模)

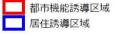
② 浸水想定区域(想定最大規模)

横手地域の居住誘導区域内の想定最大規模の浸水想定区域は、178ha で、居住誘導区域内の約56.3%が浸水すると想定されています。このうち、3.0m以上の浸水想定区域は2.9ha で0.9%となっています。



横手

出典:秋田県建設部河川砂防課(令和元年11月公表)



用途地域

浸水想定区域【想定最大規模】

3.0~10.0m未満の区域 1.0~3.0m未満の区域 0.5~1.0m未満の区域 0.3~0.5m未満の区域 0.3m未満の区域

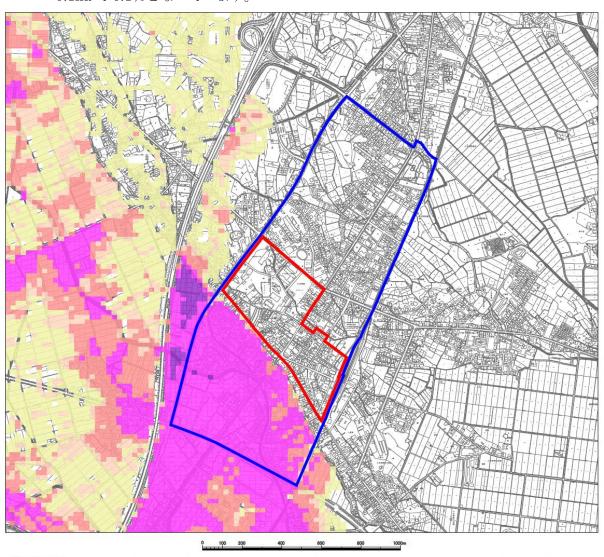
図 34 横手地域 浸水想定区域(想定最大規模)

表 13 居住誘導区域の浸水想定区域(想定最大規模)面積

	居住誘導区	想定最大規模の浸水想定区域面積(ha)									
	域面積	0.3m未満	0.3~0.5m未	0.5~1.0m未	1.0~3.0 m	3.0m以上	合計				
	(ha)	0.3111木/両	満	満	未満	3.0加以上	口前				
横手	316.2	44.6	37.7	53.3	39.3	2.9	177.9				
割合 (%)	-	14.1	11.9	16.9	12.4	0.9	56.3				

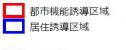


十文字地域の居住誘導区域内の想定最大規模の浸水想定区域は、37.8ha で、居住誘導区域内の30.3%が浸水すると想定されています。このうち、3.0m以上の浸水想定区域は0.1ha で 0.1%となっています。



十文字

出典:東北地方整備局湯沢河川国道事務所(令和2年3月公表)



浸水想定区域【想定最大規模】
3.0~10.0m未満の区域
1.0~3.0m未満の区域
0.5~1.0m未満の区域
0.3~0.5m未満の区域

0.3m未満の区域

用途地域

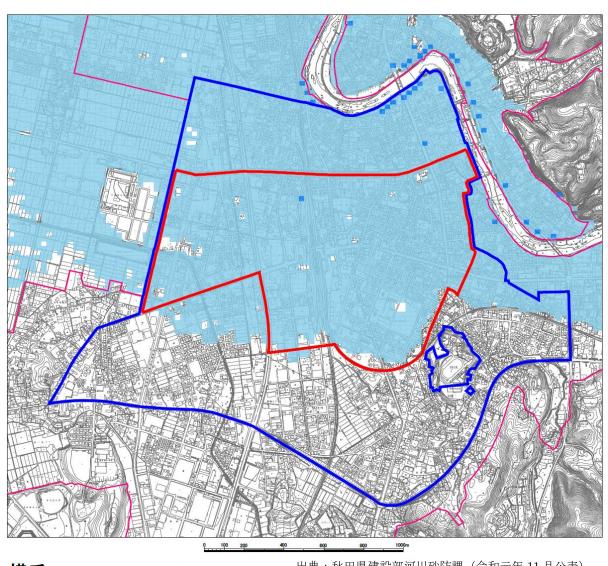
図 35 十文字地域 浸水想定区域(想定最大規模)

表 14 居住誘導区域の浸水想定区域(想定最大規模)面積

	居住誘導区	想定最大規模の浸水想定区域面積(ha)								
	域面積 (ha)	0.3m未満	0.3~0.5m未 満	1.0~3.0 m 未満	3.0m以上	合計				
十文字	124.8	0.3	0.3	3.1	34.0	0.1	37.8			
割合 (%)	_	0.2	0.2	2.5	27.2	0.1	30.3			

③ 浸水継続時間(想定最大規模)

横手地域の居住誘導区域内の浸水継続時間は、12時間未満が大半を占めています。



横手

出典:秋田県建設部河川砂防課(令和元年11月公表)

都市機能誘導区域 居住誘導区域

12時間未満

用途地域

12時間~24時間(1日間)

浸水継続時間(ランク別)

図 36 横手地域 浸水継続時間(想定最大規模)



十文字地域の居住誘導区域内の浸水継続時間は、12 時間~24 時間未満が多くなっています。

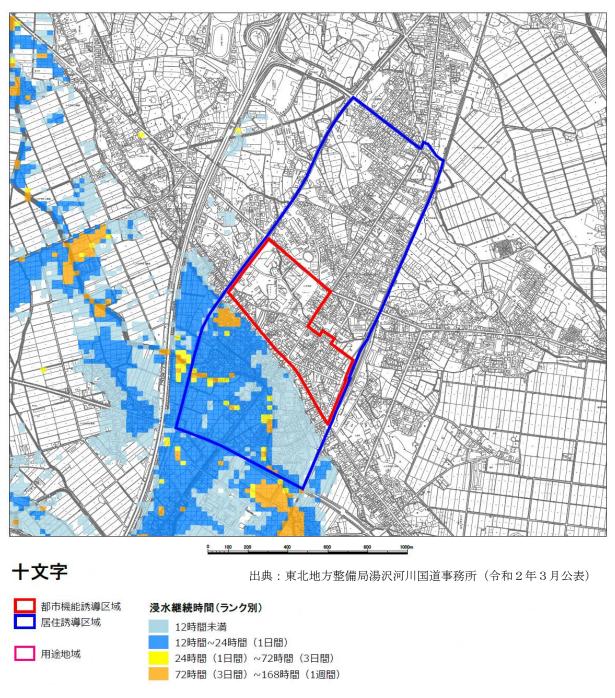


図 37 十文字地域 浸水継続時間 (想定最大規模)

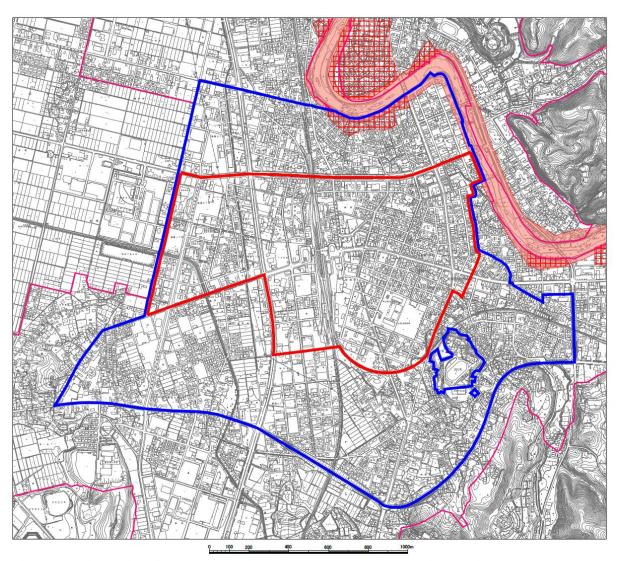
④ 家屋倒壊等氾濫想定区域

横手地域の居住誘導区域内の家屋倒壊等氾濫想定区域**は、氾濫流では、四日町、大水 戸町の一部が含まれています。河岸浸食では居住誘導区域の北側、大町、四日町、中央 町の一部が含まれています。

※ 家屋倒壊等氾濫想定区域

洪水時に家屋が流出・倒壊等のおそれがある範囲

氾濫流:河川堤防の決壊又は洪水氾濫流により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域 河岸浸食:洪水時の河岸侵食により、木造・非木造の家屋倒壊のおそれがある区域



横手

出典:秋田県建設部河川砂防課(令和元年11月公表)



家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食) ■ 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)

用途地域

図 38 横手地域 家屋倒壊等氾濫想定区域 (想定最大規模)



十文字地域では、居住誘導区域に隣接する箇所に早期立ち退き避難が必要な区域[※]が指定されています。

※ 早期立ち退き避難が必要な区域

堤防が決壊した際に家屋を倒壊させるような激しい流れが発生する、または浸水深が3m以上になる恐れがある区域。災害時は、避難指示などに従って安全な場所に速やかに・確実に立ち退くことが必要な地域。

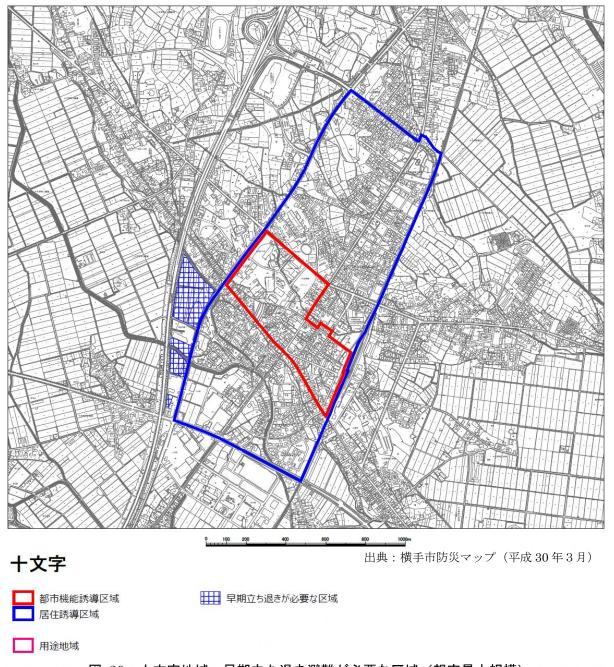
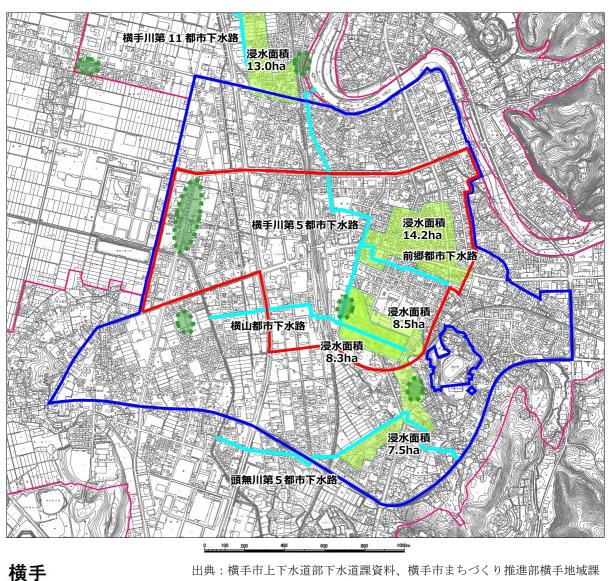


図 39 十文字地域 早期立ち退き避難が必要な区域 (想定最大規模)

(3)内水

横手地域の居住誘導区域内における内水による浸水履歴は、以下のとおりです。



都市機能誘導区域 居住誘導区域

都市下水路 都市下水路_浸水面積

用途地域

集中豪雨で冠水が報告される箇所

図 40 横手地域 内水氾濫による過去の浸水箇所



十文字地域の居住誘導区域内における内水による浸水履歴は、以下のとおりです。

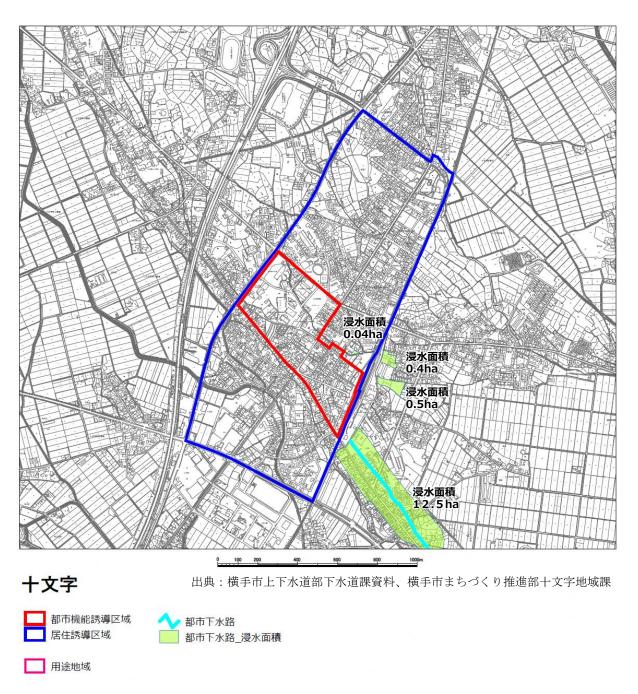


図 41 十文字地域 内水氾濫による過去の浸水箇所

(4) 土砂災害

平成 31 年 3 月に公表した立地適正化計画では、災害発生の危険性の高い土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域を含めないように、誘導区域の設定を行いました。

しかしながら、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の見直しにより、横手市民会館 周辺の誘導区域に土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が指定されました。

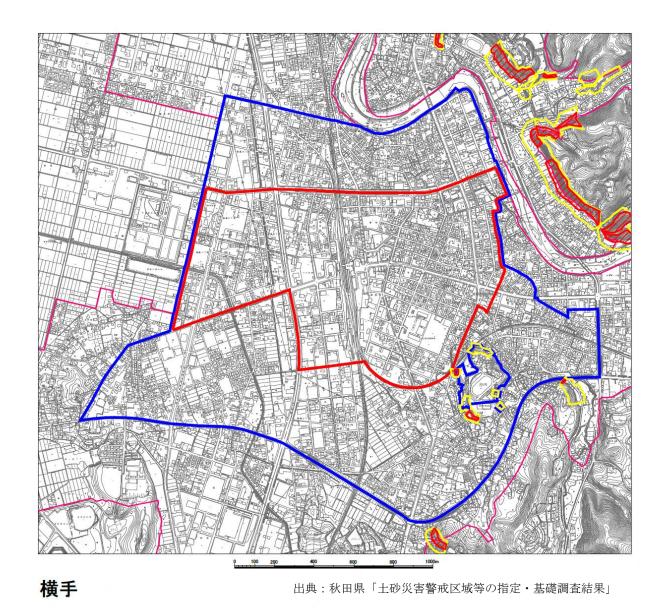


図 42 横手地域 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の分布

土砂災害警戒区域

土砂災害特別警戒区域



都市機能誘導区域

居住誘導区域

用途地域

3. 災害リスクの分析

(1) 人的被害リスクの評価

横手地域

横手地域の浸水想定区域(計画規模)は、居住誘導区域に含まれていません。

一方、浸水想定区域(想定最大規模)は、想定し得る最大規模の降雨により河川の氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域であり、発生する確率は非常に低いものの河川整備等のハード対策では対処が困難となる大規模な洪水を想定しています。

居住誘導区域内の浸水想定区域に居住する人口は 4,595 人となっており、そのうち 65 歳以上の高齢者が 38.0%を占めています。このため、浸水想定区域内における想定最大規模の雨が降った場合、浸水時に避難が間に合わない等の人的被害が発生するリスクがあり、最大孤立者数は 1,810 人と推計されます。

また、居住誘導区域内の浸水継続時間は、おおむね 12 時間未満となっていることから、避難の遅れにより孤立してしまう人が発生するリスクがあります。

居住誘導区域内の家屋倒壊等氾濫想定区域は、氾濫流では、四日町、大水戸町の一部が含まれており、河岸浸食では居住誘導区域の北側、大町、四日町、中央町の一部が含まれています。これらの地域には住宅等が立地していることから、住宅の流失により人的被害が発生するリスクがあります。

居住誘導区域内の浸水想定区域に立地する高齢者や障がい者等の支援施設等は 18 施設あり、そのうち9施設が入所型の施設となっており、また、入院設備のある医療施設は3施設立地していることから、避難等の対策を検討することが必要となっています。

表 横手地域 居住誘導区域内の浸水想定区域の人口(令和3年4月)

居住誘導区域内人口						
0~14歳	15~64歳	65歳以上	合計			
93	464	280	838			
77	394	269	740			
144	760	574	1,478			
133	711	574	1,417			
11	62	49	122			
458	2,390	1,746	4,595			
10.0	52.0	38.0	100.0			
	93 77 144 133 11 458	0~14歳15~64歳934647739414476013371111624582,390	0~14歳15~64歳65歳以上93464280773942691447605741337115741162494582,3901,746			

出典:住民基本台帳

※ 住民基本台帳より集計

町丁目内の浸水深別の浸水面積の割合により、町丁目人口を案分し、集計した。

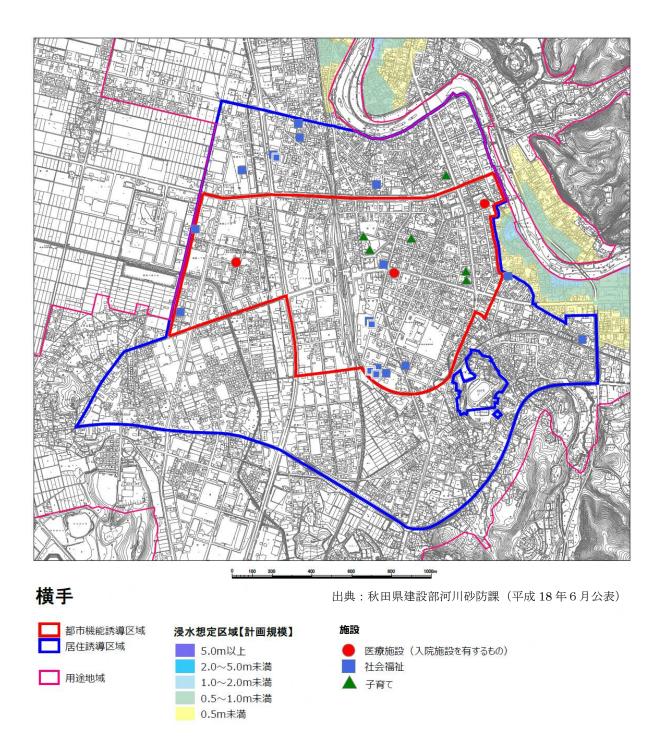


図 43 横手地域 浸水想定区域 (計画規模)、水防法要配慮者利用施設の分布



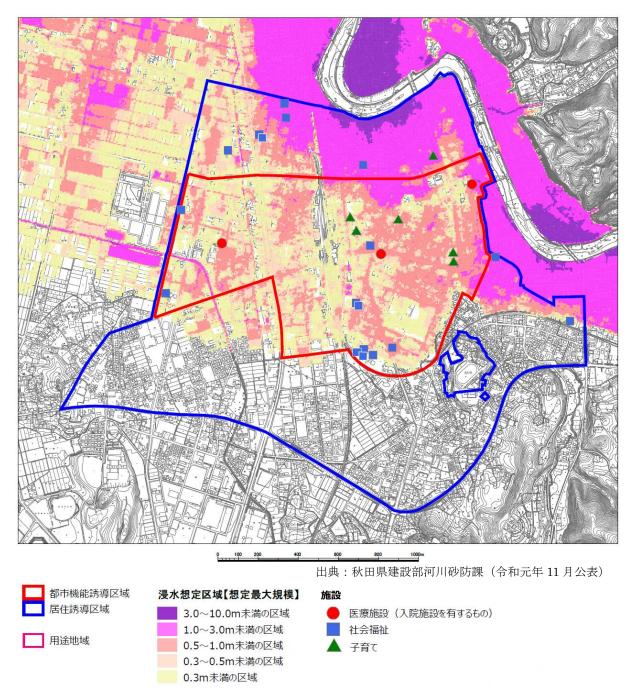


図 44 横手地域 浸水想定区域(想定最大規模)、水防法要配慮者利用施設の分布 表 15 居住誘導区域内の浸水想定区域に立地する入所型の社会福祉施設・入院設備のある医療施設等

区分	施設名称	浸水深
社会福祉	特別養護老人ホームさくら	0.3m未満
	ショートステイさくら	0.3m未満
	さらさ横手別館スパ	0.3m未満
	条里みのりホーム	0.3m未満
	特定施設さくら	0.3~0.5m未満
	さらさ横手	0.5~1.0m未満
	グループホーム横手(サンワークの家)	0.5~1.0m未満
	グールプホームへいわ	1.0~3.0m未満
	グループホームたんぽぽ	1.0~3.0m未満
医療施設	山田眼科医院	0.5~1.0m未満
	高橋耳鼻咽喉科クリニック	0.5~1.0m未満
	いそベレディスクリニック	0.5~1.0m未満

② 十文字地域

十文字地域の浸水想定区域(計画規模)は、居住誘導区域に含まれていません。

一方、浸水想定区域(想定最大規模)は、想定し得る最大規模の降雨により河川の氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域であり、発生する確率は非常に低いものの河川整備等のハード対策では対処が困難となる大規模な洪水を想定しています。

居住誘導区域内の浸水想定区域に居住する人口は 1,614 人となっており、このうち 65 歳以上の高齢者が 26.5%を占めています。このため、浸水想定区域内における想定最大規模の雨が降った場合、浸水時に避難が間に合わない等の人的被害が発生するリスクがあり、最大孤立者数は 950 人と推計されます。

居住誘導区域内の浸水継続時間は、おおむね 12 時間以上 24 時間未満となっていることから、避難の遅れにより孤立してしまう人が発生するリスクがあります。

居住誘導区域内の浸水想定区域に立地する入院設備を有する医療施設や高齢者や障が い者等の支援施設等はないため、この点に関しては人的被害が発生するリスクは低いと 考えられます。

表 十文字地域 居住誘導区域内の浸水想定区域の人口(令和3年4月)

浸水深	居住誘導区域内人口							
	0~14歳	65歳以上	合計					
1浸水深0.3m未満	3	10	5	17				
2浸水深0.3~0.5m未満	1	8	4	13				
3浸水深0.5~1.0m未満	40	141	53	234				
4浸水深1.0~3.0m未満	195	789	365	1,349				
5浸水深3.0m以上	0	1	0	1				
合計	239	948	427	1,614				
下段:割合(%)	14.8	58.7	26.5	100.0				

出典:住民基本台帳

※ 住民基本台帳より集計

町丁目内の浸水深別の浸水面積の割合により、町丁目人口を案分し、集計した。



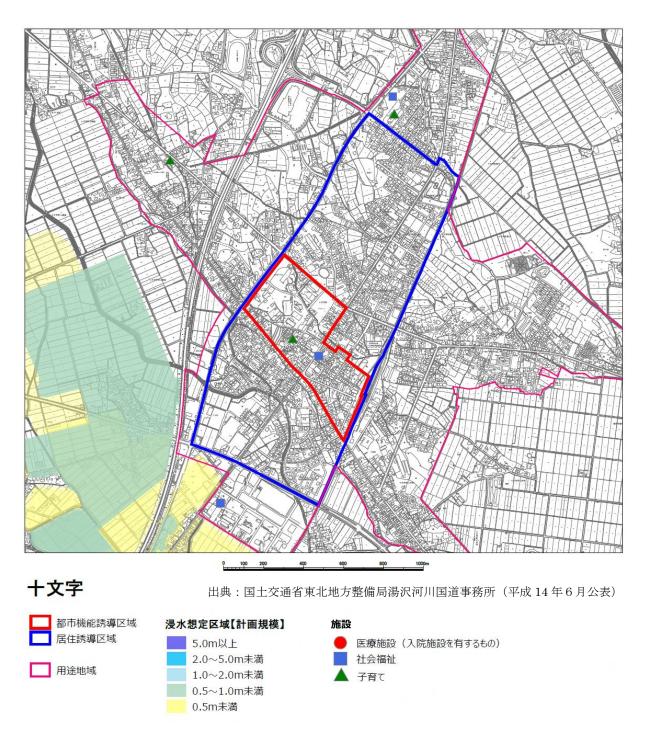


図 45 十文字地域 浸水想定区域 (計画規模)、水防法要配慮者利用施設の分布

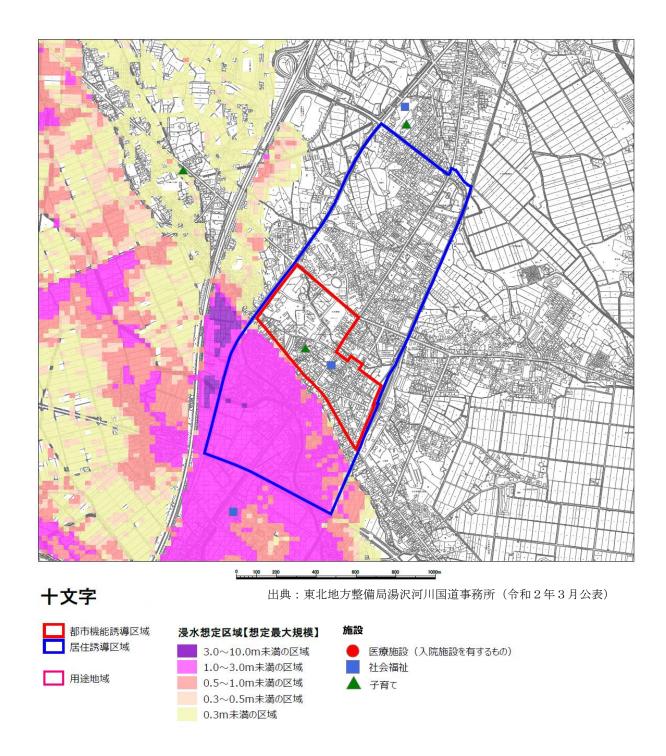


図 46 十文字地域 浸水想定区域 (想定最大規模)、水防法要配慮者利用施設の分布



(2) 経済的被害リスクの評価

① 横手地域

横手地域の浸水想定区域(計画規模)は、居住誘導区域に含まれていません。

一方、発生する確率は非常に低いものの大規模な洪水の発生が想定されている浸水想定区域(想定最大規模)の場合は、横手地域の居住誘導区域内で浸水する建物数は約2,380棟で、ほぼ浸水深3m未満に分布しています。

建物の用途別にみると、住居系(住宅、共同住宅、併用住宅)が83%を占めています。 次いで、商業施設が6%、業務施設が5%となっています。

住居系の建物の多くは2階建て建物が多いことから、人的な被害リスクは大きくないと想定されますが、想定最大規模の浸水の場合、戸建て住宅の被害額は165億円と推計されます。

また、居住誘導区域内の家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食及び氾濫流)の建物数は 167棟であり、このうち住居系は90棟です。これらの箇所は建物倒壊による人的な被害 リスク、経済的な被害リスクがともに大きくなっています。

表 16 横手地域 居住誘導区域内の浸水想定区域(想定最大規模)の用途別建物数

	業	商	宿	住	共	店	店	作	官	文	運	I	農	供	そ	合
	務	業	泊	宅	同	舗	舗	業	公	教	輸	場	林	給	の	計
	施	施	施		住	等	等	所	庁	厚	倉		漁	処	他	
	設	設	設		宅	併	併	併	施	生	庫		業	理		
						用	用	用	設	施	施		用	施		
						住	共	住		設	設		施	設		
						宅	□	宅					設			
							住									
							宅									
0.3m未満	30	23	2	134	6	26	3	4	1	6	12	19		3	2	271
0.3~0.5m未満	24	21		214	20	45	1	10		7	14	13	1		2	372
0.5~1.0m未満	37	38	4	552	19	135	3	29		7	12	20			5	861
1.0~3.0m未満	15	44	3	520	19	136		12		9	11	23			2	794
3.0m以上		4		71		6						1				82
総計	106	130	9	1,491	64	348	7	55	1	29	49	76	1	3	11	2,380
割合 (%)	4.5	5.5	0.4	62.6	2.7	14.6	0.3	2.3	0.0	1.2	2.1	3.2	0.0	0.1	0.5	100.0

出典:秋田県「都市計画基礎調査」

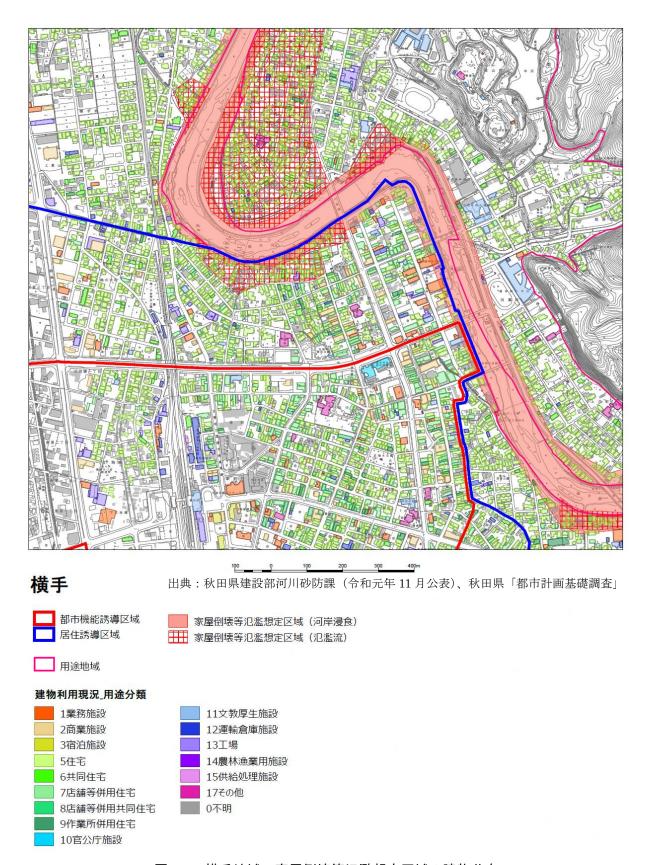


図 47 横手地域 家屋倒壊等氾濫想定区域の建物分布



② 十文字地域

十文字地域の浸水想定区域(計画規模)は、居住誘導区域に含まれていません。

一方、発生する確率は非常に低いものの大規模な洪水の発生が想定されている浸水想定区域(想定最大規模)の場合は、十文字地域の居住誘導区域内で浸水する建物数は約363 棟で、ほぼ浸水深 1.0~3.0m未満に分布しています。

建物の用途別にみると、住居系(住宅、共同住宅、併用住宅)が93%を占めています。 住居系の建物の多くは2階建て建物が多いことから、人的な被害リスクは大きくない と想定されますが、想定最大規模の浸水の場合、戸建て住宅の被害額は51億円と推計されます。

表 17 十文字地域 居住誘導区域内の浸水想定区域(想定最大規模)の用途別建物数

	業	商	宿	住	共	店	店	作	官	文	運	エ	農	供	そ	合
	務	業	泊	宅	同	舗	舗	業	公	教	輸	場	林	給	の	計
	施	施	施		住	等	等	所	庁	厚	倉		漁	処	他	
	設	設	設		宅	併	併	併	施	生	庫		業	理		
						用	用	用	設	施	施		用	施		
						住	共	住		設	設		施	設		
						宅	同	宅					設			
							住									
							宅									
0.3m未満	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
0.3~0.5m未満	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
0.5~1.0m未満	0	0	0	36	2	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	41
1.0~3.0m未満	2	10	0	274	11	0	6	2	0	3	2	8	0	0	0	318
3.0m以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総計	2	10	0	313	13	0	8	4	0	3	2	8	0	0	0	363
割合 (%)	0.6	2.8	0.0	86.2	3.6	0.0	2.2	1.1	0.0	0.8	0.6	2.2	0.0	0.0	0.0	100.0

出典:秋田県「都市計画基礎調査」

(3) 都市機能上・防災上重要な施設の機能低下リスクの評価

① 横手地域

横手地域の居住誘導区域内で浸水想定区域(想定最大規模)内の避難所は3箇所あります。このうち高齢者センターは、洪水に適応しないと位置付けられていますが、横手高等学校青雲館、横手体育館は、洪水時の避難場所として指定されています。

主要な道路としては、国道 13 号が浸水すると想定されているほか、内水により浸水する箇所があり、高齢者等の徒歩による避難が困難な方は、早めの避難が必要となっています。

横手駅が浸水想定区域(想定最大規模)に含まれており、奥羽本線及び北上線が被災 すると想定されます。

表 18 横手地域 居住誘導区域内の浸水想定区域(想定最大規模)の避難所等

分類	施設名称	浸水深
避難所	横手高等学校青雲館	0.3m未満
	横手体育館	0.3m未満
	高齢者センター(条里二丁目)	0.5~1.0m未満
避難場所	花端木児童公園	0.5~1.0m未満
	水上児童公園	0.5~1.0m未満
	梅ノ木街区公園	1.0~3.0m未満
	光明寺街区公園	1.0~3.0m未満

出典:横手市の指定緊急避難場所一覧、指定避難所一覧(令和3年4月時点)



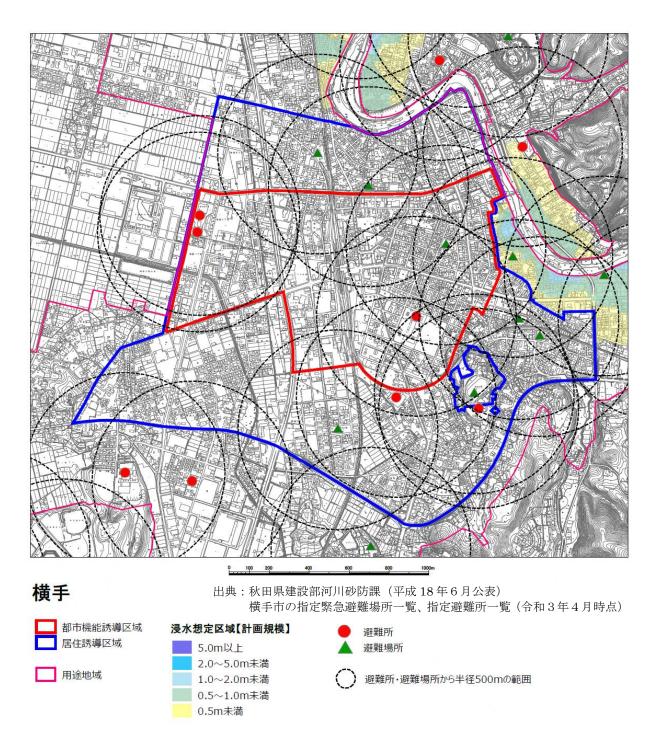
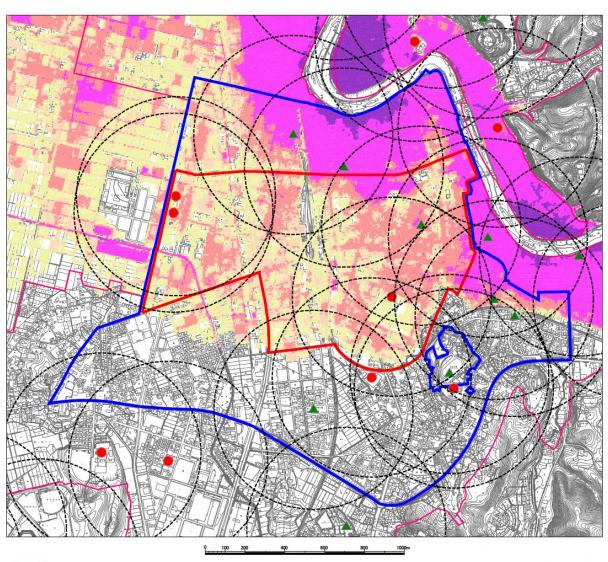


図 48 横手地域 浸水想定区域 (計画規模)、避難所等の分布



横手

出典: 秋田県建設部河川砂防課(令和元年 11 月公表) 横手市の指定緊急避難場所一覧、指定避難所一覧(令和 3 年 4 月時点)



図 49 横手地域 浸水想定区域 (想定最大規模)、避難所等の分布



② 十文字地域

十文字地域の居住誘導区域内で浸水想定区域(想定最大規模)内に避難場所の宝竜公園があります。この避難場所は、洪水に適応しないと位置付けられています。

主要な道路としては、国道 13 号が浸水すると想定されていることから、高齢者等の徒歩による避難が困難な方は、早めの避難が必要となっています。

十文字駅は浸水想定区域(想定最大規模)に含まれていないものの、奥羽本線が浸水 想定区域(想定最大規模)に含まれていることから、鉄道の被災が想定されます。

表 19 十文字地域 居住誘導区域内の浸水想定区域(想定最大規模)の避難所

分類	施設名称	浸水深
避難場所	宝竜公園	0.5~1.0m未満

出典:横手市の指定緊急避難場所一覧、指定避難所一覧(令和3年4月時点)

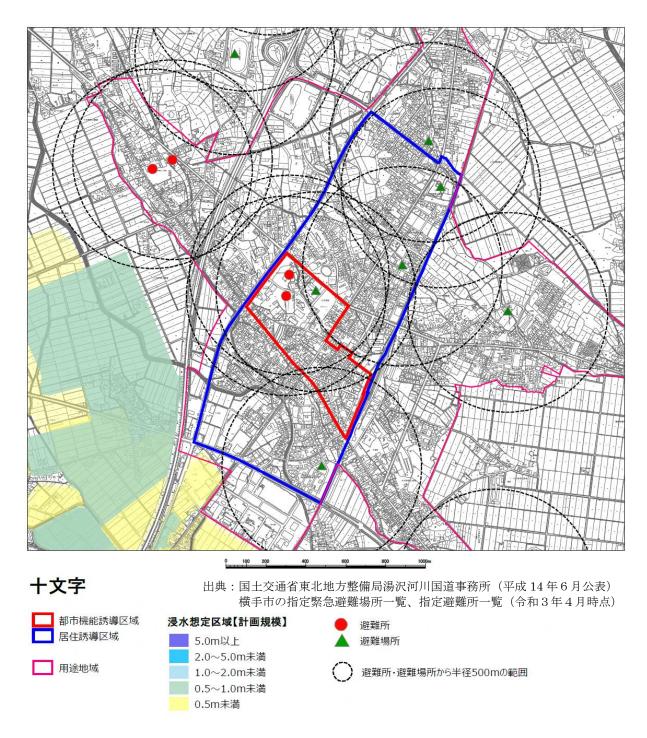


図 50 十文字地域 浸水想定区域 (計画規模)、避難所等の分布



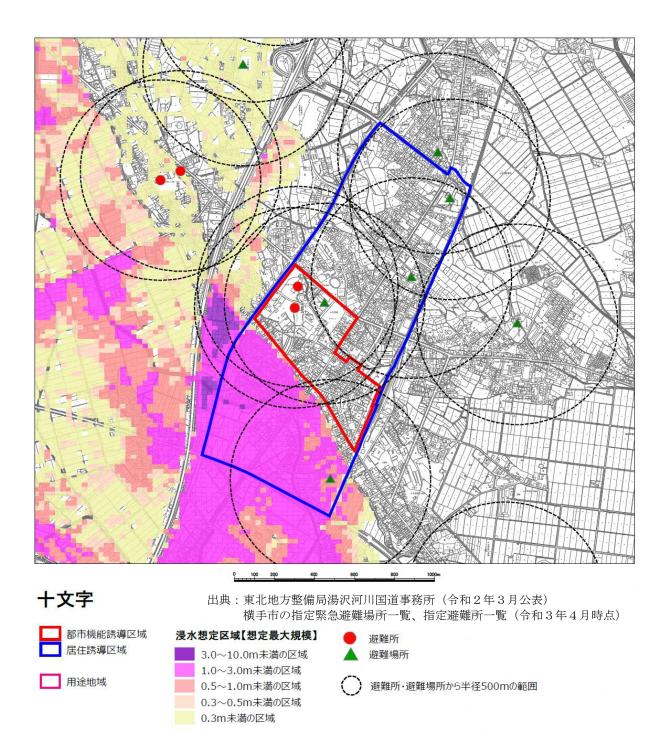


図 51 十文字地域 浸水想定区域 (想定最大規模)、避難所等の分布

(4) 災害リスクに対する課題

様々な災害のうち、浸水想定区域(想定最大規模)は、想定し得る最大規模の降雨により河川の氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域であり、発生する確率は非常に低い一方で、河川整備等のハード対策では対処が困難となる大規模な洪水を想定しています。横手地域の中心拠点に位置付けられている市街地が含まれることから、この範囲を居住誘導区域から全て除くことは現実的に困難であることも想定されます。

また、地震については、影響の範囲や程度を即地的に定め、居住誘導区域から除外を行うことに限界があります。

このため、浸水想定区域(想定最大規模)及び地震に対しては、誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、必要な防災・減災対策を防災指針に位置付け計画的に実施していくこととします。

その上で、災害リスクが大きい箇所については、居住誘導区域から除外することとします。

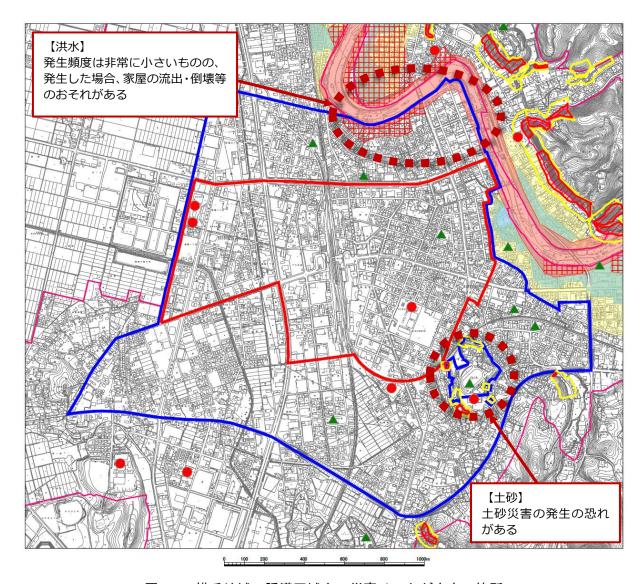


図 52 横手地域 誘導区域内の災害リスクが大きい箇所



4. 災害リスクに対する取組方針(防災指針)

(1) 地震に対する対応

① 建物の耐震化の促進

- ・横手市は、豪雪地帯であることから冬季の雪荷重と地震による建物倒壊の被害が増大することが予想されるため、早期の雪下ろしを呼びかけるとともに、木造住宅の耐震診断・耐震改修・改築工事への支援を推進します。
- ・市が保有する新耐震基準が施行される以前に建築された施設については、建物の安全 を確保するため耐震診断、耐震改修を行います。

② 建物が密集した市街地の改善

・建物が密集した市街地の延焼の拡大を抑制するため、地区計画を活用した区画道路や 公園の確保、特定空き家等跡地を活用したオープンスペースの確保、防火水槽や消火 栓の整備に取り組みます。

③ 劣化、風化したブロック塀等に対する対策

・道路に面する劣化、風化したブロック塀等については、防災減災の対策として「雪国 よこて安全安心住宅普及促進事業」の活用を促進し、ブロック塀倒壊事故の防止に向 けた撤去を支援します。

④ ライフラインの耐震化の推進

・災害発生時に被害を最小限に抑え、被災者の生活再建を早く進めるため、上下水道な どのライフラインの計画的な耐震化や電気・通信の電線類地中化を推進します。

(2) 浸水被害に対する対応

① 河川改修等の治水対策

・河川改修、堤防整備、ダム等の整備を国・県と連携し、河川の氾濫による家屋の浸水 被害の解消を図ります。

② 雨水排水路の整備

- ・集中豪雨等による洪水被害を防止するため、放水路整備等の治水対策を図ります。
- ・集中豪雨の際は、国・県や土地改良区などの関係機関と協力し、排水路の管理や水門 の調整を行い、浸水や冠水を未然に防止するよう体制の構築を図ります。また、水害 が起こりそうな水路についても幹線排水路へ導く排水路の整備を促進します。

③ 大規模開発等に対する指導

・新たな大規模開発区域においては、事前協議の段階で開発者に対し、急激な排水を抑制する十分な調整池機能を持たせた構造(駐車場等)とするように指導します。

(3) 土砂災害に対する対応

① 土砂災害対策施設の整備

・土砂災害から人命・財産を保全するため、県と連携し、対策施設の整備を促進します。

② 新たな開発の抑制

・土砂災害の発生の恐れのある場所については、新たな開発の抑制を図るとともに、居 住誘導を行わないこととします。

(4) 防災体制の充実

① 避難場所・災害時緊急輸送路の確保

- ・災害時でも通行が可能な緊急輸送道路を確保するため、国・県と連携し国道 13 号や国道 107 号等の主要幹線道路の維持管理を徹底し、防災性の向上や代替経路として高速道路へのアクセス性の向上、橋梁等の保全を図ります。
- ・市民が円滑に避難できるよう、避難所(屋内施設)・避難場所(屋外)を適正に配置し 周知を図るとともに、避難誘導の案内板の整備、備蓄倉庫、耐震性貯水槽などの災害 応急対策に必要な施設の整備に取り組みます。併せて、広域防災拠点としての機能を 有する多目的体育館の整備に取り組みます。

② ハザードマップの周知、防災教育の充実

・ハザードマップを利用し、想定される被害の範囲や規模、避難場所等を住民に周知するとともに、教育機関と連携した防災教育の充実に取り組みます。

③ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進

・要配慮者利用施設に対し避難確保計画の作成を支援するなど、早期の計画策定を促進 します。

④ 地域の防災・避難訓練の実施

- ・自助・共助による自律的な防災活動の促進を図るため、地域住民に対し、自主防災組 織の結成に向けた取組を促進します。
- ・地域防災力の強化を図るため、自主防災組織、水防管理団地、NPO・ボランティア 等、地域住民等との連携に留意した訓練に取り組みます。
- ・大規模洪水時におけるタイムラインを活用した危機管理対応の習熟と関係機関との連携を目的にロールプレイング演習を実施します。



(5) 実現に向けたスケジュール

災害リスクに対する取組方針	取組	短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
(1) 地震に対する対応				
① 建物の耐震化の促進	・木造住宅の耐震診断・耐震改修・ 改築工事への支援			
	・公共施設の耐震改修			
② 建物が密集した市街地の改善	・オープンスペースの確保、防火 水槽や消火栓の整備			
③ 劣化、風化したブロック塀等に対する対策	・ブロック塀倒壊事故の防止に向 けた撤去の支援			
④ ライフラインの耐震化の推進	・ライフラインの計画的な耐震化 や電気・通信の電線類地中化の 推進			
(2)浸水被害に対する対応				
① 河川改修等の治水対策	・河川改修、堤防整備、ダム等の 整備			
② 雨水排水路の整備	・放水路整備等の治水対策			
	・災害時の、排水路の管理や水門の調整等の体制構築			
	・幹線排水路へ導く排水路の整備			
③ 大規模開発等に対する指導	・新たな大規模開発区域での災害 防止に向けた指導			
(3) 土砂災害に対する対応				
① 土砂災害対策施設の整備	・対策施設の整備			
② 新たな開発の抑制	・土砂災害の発生の恐れのある場所については、新たな開発の抑制			
(4) 防災体制の充実				
① 避難場所・災害時緊急輸送路の 確保	・災害時でも通行が可能な緊急輸 送道路の確保			
	・避難所(屋内施設)・避難場所(屋 外)の適正配置			
② ハザードマップの周知、防災教育の充実	・ハザードマップを利用した被害 想定の範囲や規模、避難場所等 の周知			
	・防災教育の充実			
③ 要配慮者利用施設における避難 確保計画の作成促進	・要配慮者利用施設に対し避難確 保計画の作成を支援			
④ 地域の防災・避難訓練の実施	・自主防災組織の結成			
	・地域住民等との連携に留意した 訓練			
	・タイムラインを活用した危機管 理対応とロールプレイング演 習の実施			

第7章 定量的な目標値

「多核型のコンパクトシティ+ネットワーク」の都市構造の実現を目指して、実施する各種施策の進捗やその効果等を把握し、より効果的に計画を運用していくために、概ね 10年後の 2028 (平成 40)年を目標年次と定め、「定量的な目標値」及び「期待される定量的な効果」をそれぞれ設定します。

1. 定量的な目標値

本市の立地適正化計画では、中心拠点及び副拠点が安心快適なにぎわいのある拠点として再生されるよう、都市機能誘導及び居住誘導に向けた誘導施策を実施することとしています。特に、本市最大の課題である雪に対する負担軽減が重要な目標であり、雪に強いまちなか居住エリア(居住誘導区域)の形成により冬季の快適性と魅力ある居住環境を目指していることから、まちなか居住エリア(居住誘導区域)の人口密度を目標値として設定します。

まちなか居住エリア(居住誘導区域)の人口は、2015(平成27)年12,194人(人口密度28人/ha)ですが、社会保障人口問題研究所の推計に基づくと2030(平成42)年は10,220人に減少し、人口密度23人/haに低下すると予測されています。このため、都市機能誘導、居住誘導に向けた各種施策を実施することにより、多様な生活サービス機能を維持できる水準である人口密度30人/haを目標値として設定します。

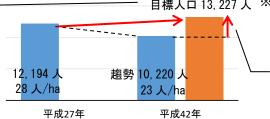
また、この目標値を達成するためには、まちなか居住エリア(居住誘導区域)への移住を 促進することが不可欠であることから、1年当たりの社会増を目標値として設定します。

2030 (平成 42) 年にまちなか居住エリア (居住誘導区域) の人口密度が 30 人/ha になるためには、人口を 13,227 人にすることが必要です。2015 (平成 27) 年から 2030 (平成 42) 年までの望まれる増加人口は 3,007 人であり、15 年間で平均すると 1 年当たり約 200 人ずつの人口増が必要であることから、1 年当たりの社会増 200 人を目標値として設定します。

目標指標	現状値	目標値
まちなか居住エリア (居住誘導区域)の 人口密度(人/ha)	2015(平成 27)年 28 人/ha (出典:国勢調査)	2030(平成 42)年(※) 30 人/ha
居住誘導区域 (居住誘導区域)の 1年当たりの社会増減(人/ 年)	2017(平成 29)年 -100 人/年 (出典:住民基本台帳)	2030(平成 42)年(※) +200 人/年

表 20 定量的な目標値

人口密度を目標値の 30 人/ha にするために 必要な人口 13,227 人



目標人口-13,227人 ※推計に使用している国勢調査及び社会保障人口問題研究所の年次との整合を図るため、目標年次を2030(平成42)年と設定。

まちなか居住エリアに望ま れる移住人口 3,007 人 ⇒1年当たり200人の 継続的な社会増が必要

図 53 まちなか居住エリア (居住誘導区域)の人口



2. 期待される定量的な効果

都市機能誘導及び居住誘導を推進するための施策として、雪に強いまちなか居住エリアの形成、子育て支援機能や医療機能等の生活に不可欠な都市機能の誘導、さらには、文化機能、商業機能等、都市の魅力を向上させる都市機能の誘導を図ることとしています。

これらの施策を実施することにより、まちなか居住エリア (居住誘導区域) の居住人口 の増加や街としての魅力の向上が期待されることから、定量的な効果として、まちなか居 住エリア (居住誘導区域) の平均地価を設定します。

まちなか居住エリア(居住誘導区域)の平均地価は下落傾向にはありますが、地価の変動率は徐々に回復傾向となっています。このことから、2010(平成22)年から2017(平成29)年の地価の変動率の回復傾向が将来的にも続くものと仮定し、2030(平成42)年の変動率を104%と推計し、この変動率を用いて平均地価の目標値を22,000円/㎡と設定します。

また、横手駅前の市街地再開発事業等の施策を実施することにより、まちなか居住による人口密度の増加や中心拠点エリアへの来街者の増加が期待されることから、効果として JR 横手駅の乗車人員を設定します。

横手地域のまちなか居住エリアの 2030 (平成 42) 年の目標人口は 9,485 人であり、2015 (平成 27) 年以降に約 2,200 人の移住があることを見込んでいます。これらの移住者のうち、約 1 割に相当する約 220 人の方が横手駅を利用すると想定し、JR 横手駅の乗車人員を 2015 (平成 27) 年 1,299 人に対して、目標値として 2030 (平成 42) 年 1,520 人と設定します。

効果指標	現状値	効果
まちなか居住エリア(居住誘 導区域)の平均地価(円/ ㎡)	2017(平成 29)年 20, 378 円/㎡	2030(平成 42)年 22, 000 円/㎡
JR 横手駅の乗車人員	2015(平成 27)年	2030(平成 42)年
(人)	1, 299 人	1,520 人

表 21 期待される定量的な効果

<2030 (平成 42) 年の平均地価の設定方法>

※2010 (平成 22) 年から 2017 (平成 29) 年の地 価の変動率は、回復傾 向となっており、この 傾向(直線回帰)のま ま推移すると仮定。

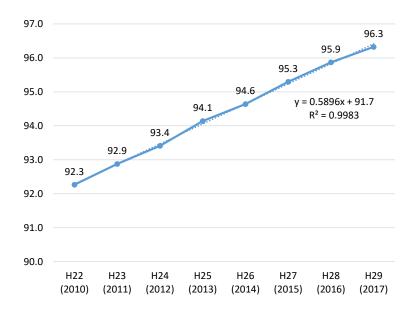


図 54 まちなか居住エリア (居住誘導区域) の平均地価変動率の推移

(出典:国土交通省「地価公示」、秋田県「地価調査」)

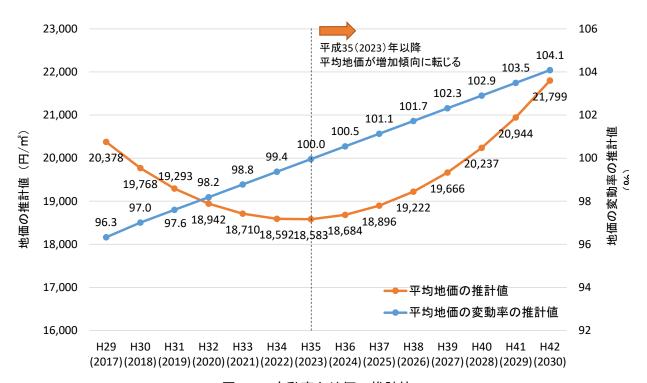


図 55 変動率と地価の推計値



第8章 施策の達成状況に関する評価方法

立地適正化計画は、おおむね5年ごとに計画に記載した誘導施策の実施状況について確認・検証・評価を行い、計画の進捗状況や妥当性を精査・検証していきます。

計画の具体的な進行管理は、都市再生推進協議会により市民・事業者・行政が様々な視点から評価を行いながら、計画のさらなる改善に向けた段階的・継続的な取り組みが必要となることから、計画策定 (Plan) 後の誘導施策の展開 (Do) を受け、その後の目標値および効果を評価 (Check) し、必要に応じて見直す (Action) といった、「PDCA サイクル」により、計画の管理と質の確保を図ります。

また、その結果は都市計画審議会に報告をしつつ、誘導施策の充実・強化等について随 時検討を行うとともに、必要に応じて計画を改善することにより、見直しを行って行きま す。

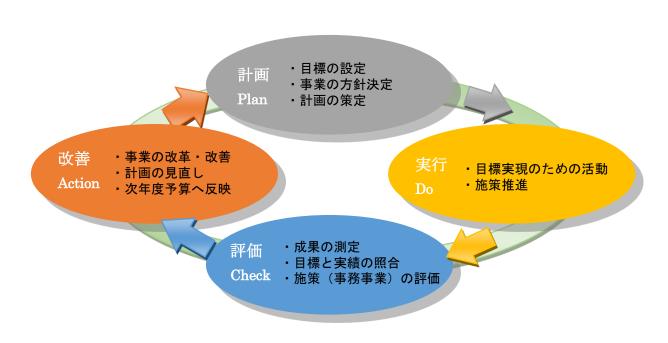
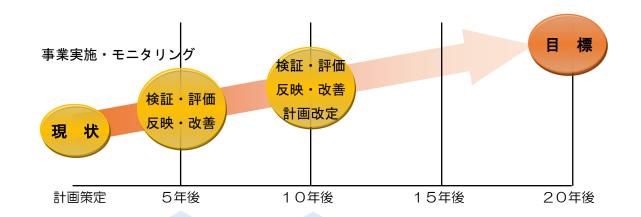


図 56 PDCAサイクルの概念図



評価・ 見直し の視点

- 施策は計画をもとに 進んでいるか
- 目標に対して達成に 近づいているか
- ⇒目標達成に向けた課 題抽出と施策·事業の 改善等
- ・目標達成に向けて施 策効果が出ているか
- ・計画・区域の見直す必 要があるか
- ⇒目標・施策の見直し、 区域等の位置づけ検 討等



図 57 評価見直しの時期と評価の視点



第9章 届出制度

1. 届出制度の目的

横手市では、都市再生特別措置法に基づく届出制度の運用により、誘導区域外における 建築物等の開発及び建築行為の動向を把握するとともに、届出者に対して誘導区域内での 誘導施策に関する情報提供等を行うことにより、時間をかけて緩やかに誘導を図ります。

2. 届出の必要な建築等の行為

都市再生特別措置法第 88 条及び第 108 条の規定により届出の必要な建築等の行為は、 以下のとおりです。

(1) 都市機能誘導区域(中心拠点区域及び副拠点区域)外で行う行為

都市機能誘導区域(中心拠点区域及び副拠点区域)外で、以下の行為を行う場合、行為に 着手する 30 日前までに届出が必要です。

ただし、市が条例を制定することにより、同一の土地での建替え等については、届出の対象外とすることが可能であることから、今後、届出の運用について検討を進めます。

- 「第4章誘導施設の設定」で設定した誘導施設を有する建築物の建築のように供する目的で行う開発行為。
- 「第4章誘導施設の設定」で設定した誘導施設を有する建築物の新築、改築、もしくは建築物の用途を変更して当該誘導施設を有する建築物とする建築行為。

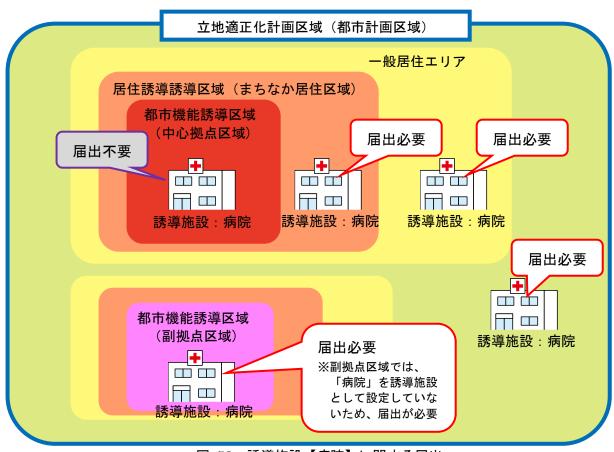


図 58 誘導施設【病院】に関する届出

(2) 居住誘導区域(まちなか居住区域)外で行う行為

居住誘導区域(まちなか居住区域)外で、以下の行為を行う場合、行為に着手する30日前までに届出が必要です。

- 3戸以上の住宅の建築、もしくは1戸又は2戸の住宅の建築で、その規模が 1,000 m²以上の開発行為。
- 住宅等の新築、もしくは建築物を改築・用途変更して住宅等とする建築行為(3戸 未満の住宅に係るものを除く)。

3 戸以上の住宅 の建築目的の開 発行為

1 戸又は2 戸の 住宅の建築目的 の開発行為で、 1,000 ㎡以上の 規模のもの

図 59 届出の対象となる開発行為の例

図 60 届出の対象となる建築行為の例

